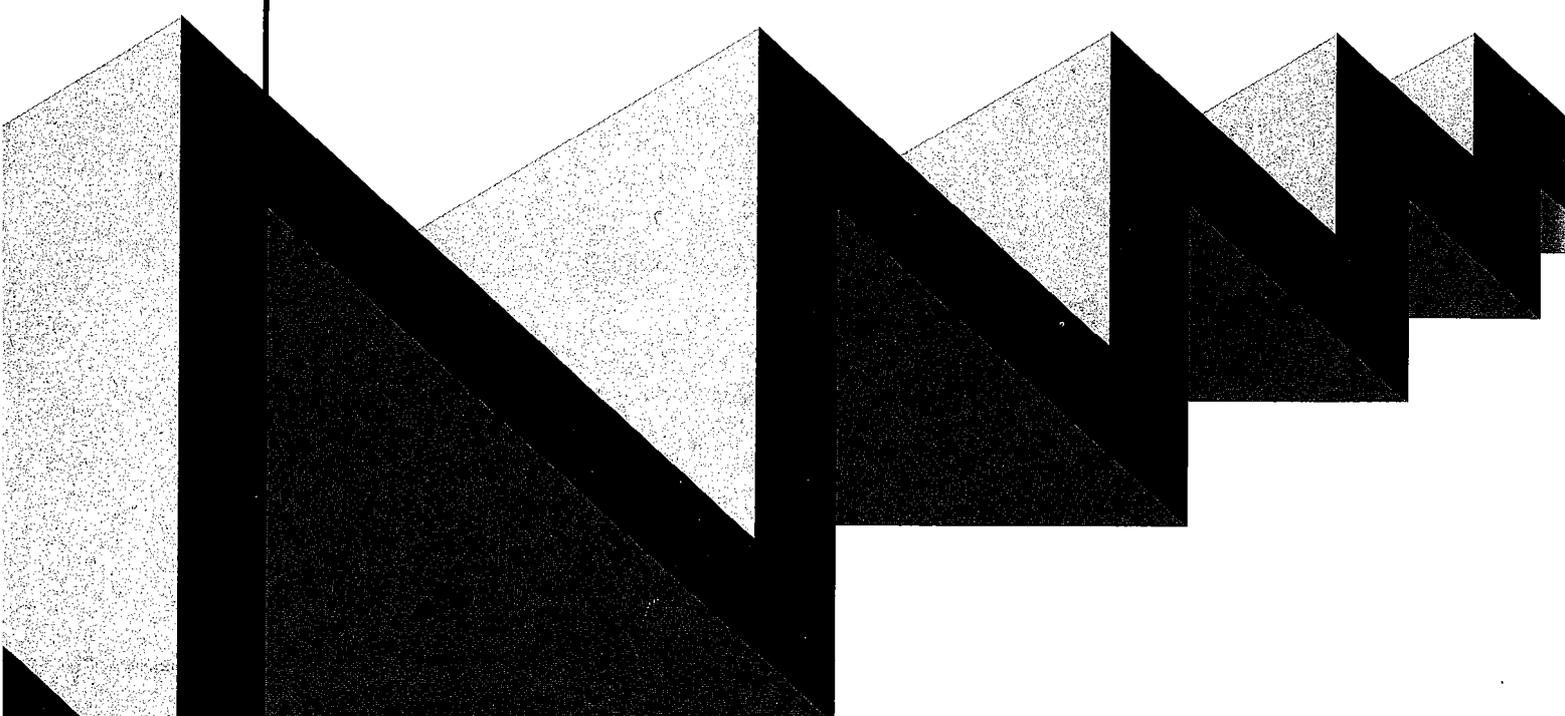


1997.12
vol.5

産廃振興財団ニュース

第10号

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



特集号「財団5周年の歩み」

はじめに

第1部 写真編

写真で見る財団5周年の歩み

第2部

お祝いの言葉

財団の設立から今日まで

関係者にきく

座談会「財団設立5周年を迎えて」

5年の年譜

財団で債務保証・助成した企業の紹介

第3部 資料編

あとがき

「財団5周年の歩み」目次

はじめに	財団理事長 太田 文雄	1
第1部		
写真編		
写真で見る財団5周年の歩み		2
第2部		
1. お祝いの言葉		
「財団5周年の歩み」に寄せて	厚生大臣 小泉純一郎	4
財団の今後の活動に期待する	経団連会長 豊田章一郎	6
財団設立5年を経過して今後に期待する	衆議院議員 津島 雄二	8
財団設立5周年にあたって	財団会長、経団連副会長 辻 義文	9
2. 財団の設立から今日まで一経緯		10
3. 「財団5周年の歩み」を関係者にきく		14
17人の思い出		
4. 座談会「財団設立5周年を迎えて」		32
出席者	仁井 正夫 氏／永田 勝也 氏／ 中村 典夫 氏／塚本 恵朗 氏／ 太田 文雄 氏／牧野 昭一 氏／ (司会) 藤本 正	
5. 5年の年譜		44
6. 財団で債務保証・助成した企業の紹介22社		46
第3部		
資料編		
1. 基本財産・基金残高		69
2. 債務保証(件数、保証額等)		70
3. 債務保証プロジェクトの状況		71
4. 役員等の動き		72
5. 評議員の動き		73
6. 企画・運営委員の動き		74
あとがき	財団常務理事 竹内 孝夫	75



特集号「財団5周年の歩み」 発行にあたって

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 太田 文雄

当財団の5周年の歩みを発行するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

日頃は財団運営に就きまして格別のご支援、ご協力を賜り感謝いたしております。

ご承知の様に平成4年5月に「産廃の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律」が制定され、この法律に基づき国、地方自治体、経済界の出捐金に依って、特定施設の整備事業に対する債務保証、新技術の開発、起業化の為の助成、情報の提供等の業務を行う法人として、当財団が平成4年12月に設立され爾来5年、関係先のご指導、ご鞭撻に依り設立の趣旨に沿った各事業の活動を続けて参りました。現在産廃に関する問題は山積し、本年6月の廃掃法の改正もあり、今後の財団の役割の重要性を感じつつ5年目を迎えるにあたり、設立以来のことを振り返りながら将来の発展に結びつけるべく、「財団5周年の歩み」の発行を企画し完成することができました。

ご執筆にご尽力頂きました先生方をはじめ、関係された皆様方に心から御礼申し上げます。

財団設立から5年間暖かく見守っていただいた厚生省、経団連並びに関係各位に厚く御礼申し上げますと共に、財団も設立の目的に沿った役割を果たして参りたいと考えますので、財団の発展に今後とも一層のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。



第1回全国担当者会議（於岩手 平6・9）

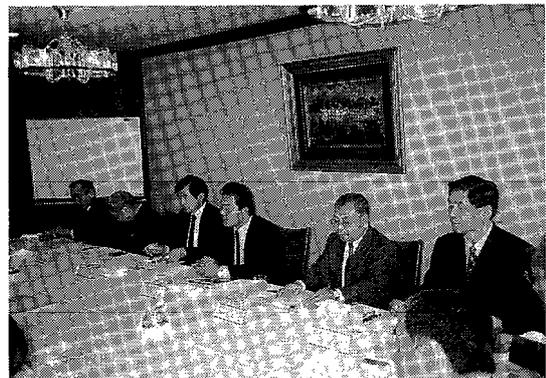
写真で見る “5周年の歩み”



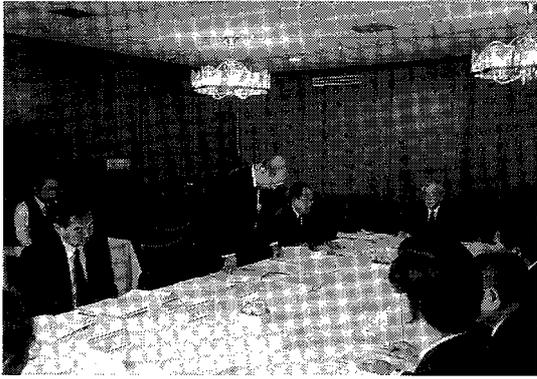
韓国 PCB 処理事情調査（平8・7）



欧州産業廃棄物事情調査（平7・5）



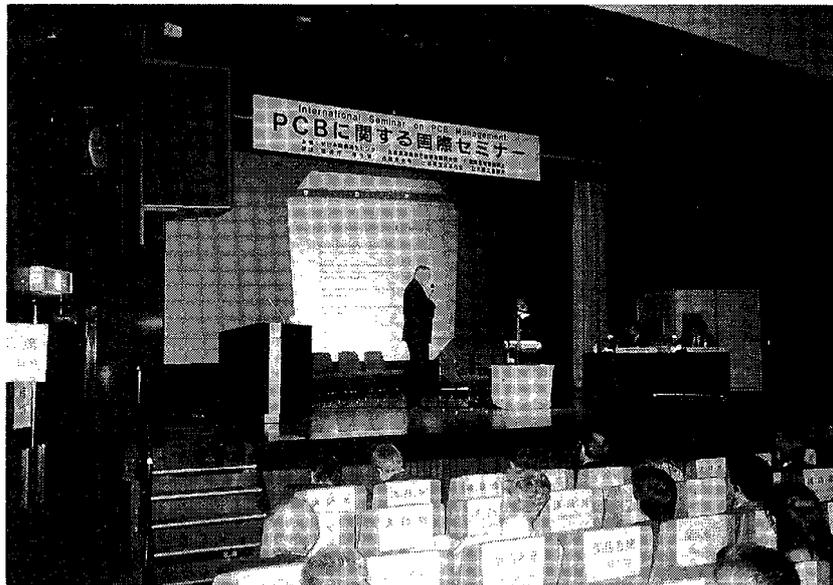
第1回債務保証実施企業交流会（平8・11）



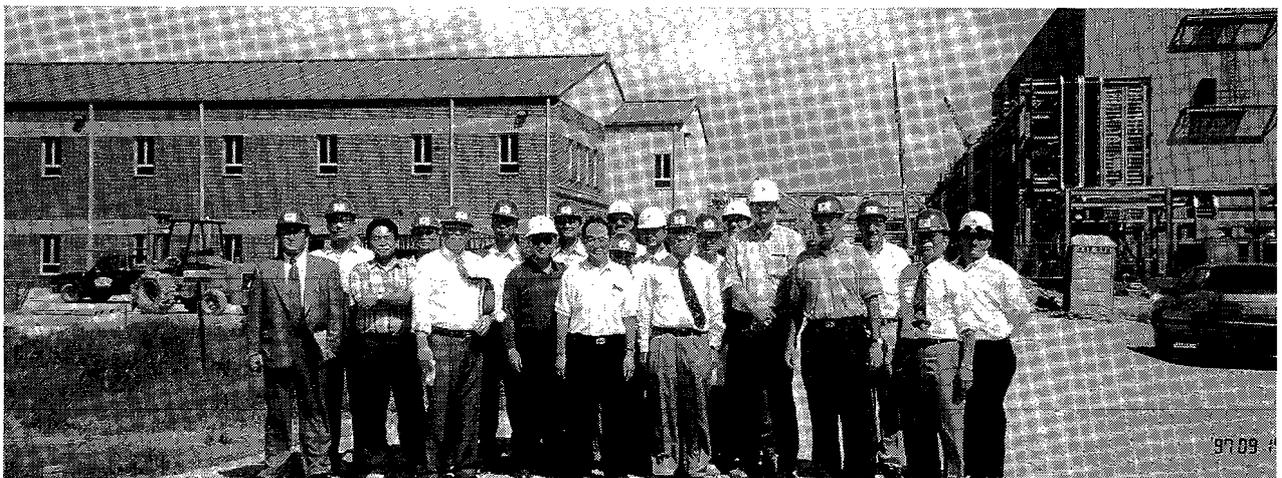
第2回債務保証実施企業交流会（平9・2）



第4回全国担当者会議（於松山 平9・11）



PCBに関する国際セミナー（於東商ホール 平8・12）



アメリカ・カナダPCB処理事情調査（平9・9）

「財団五周年の
歩み」に寄せて

厚生大臣

小泉純一郎



(財)産業廃棄物処理事業振興財団が設立5周年を迎えるにあたり一言お祝いを申し上げます。

産業廃棄物は私たちの豊かな社会を支える産業活動に伴い必ず発生する国民全体にとって避けて通れない重要な課題となっています。

産業廃棄物の排出量は引き続き膨大なものであるとともに種類が多様化しており、これを適正に処理する産業廃棄物の処理施設の整備が促進されなければ、不法投棄等の不適正処理の防止など産業廃棄物の抱える課題の解決は図れない状況にあります。

他方、必要な処理施設については、近年の廃棄物処理に対する地域住民の不安や産業廃棄物処理業者の資本力の不足などから、その確保がますます困難となっています。

こうした状況を踏まえ、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給と適正な処理の推進を図ることを目的として「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が平成4年に制定されました。

5周年に寄せる

この法律は、産業廃棄物の処理に関して施設整備促進の枠組みを初めて取り入れたもので、これにより、関係住民からも受け入れられる様なモデル的な処理施設に対して様々な支援措置が講じられることとなりました。

さらに、この法律に基づき同年12月には、このような施設の整備に必要な資金の融通の円滑化の推進等により産業廃棄物の適正な処理を確保していくことを目的として(財)産業廃棄物処理事業振興財団が設立されました。

これまで、処理施設の整備に必要な資金の借入に対する債務保証、技術開発や起業化に係る支援、その他調査研究活動等の業務を的確に行うことを通して、我が国における産業廃棄物の適正処理の推進にご尽力頂いてきたことに対して、あらためて心より敬意を表する次第であります。また、今後、ますますこれらの制度が関係者の皆様に有効に活用されることを期待しているところです。

なお、現状の産業廃棄物の不法投棄等の問題を踏まえ、本年6月には廃棄物処理法の改正を行い、廃棄物の減量化やリサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を行っていくこととしております。これらの制度を効果的に組み合わせて、産業廃棄物の適正処理の新たな時代を迎えたいと考えております。

21世紀を間近に控え、私たちには生活環境の保全と国土を健全な姿で次の世代に引き継ぐことが求められております。(財)産業廃棄物処理事業振興財団の業務の重要性もますます増大していくものと思います。今後とも、我が国における産業廃棄物の適正処理の一端を担う機関として、御発展されることを期待いたします。

財団の今後の 活動に期待する

(社) 経済団体連合会

会長 豊田章一郎

(財団顧問)



産業廃棄物処理事業振興財団が設立5周年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。これもひとえに関係者の皆様のご尽力の賜物であり、心より敬意を表します。

さて、廃棄物の排出量の増大と多様化が進む中で、廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理が喫緊の課題となっております。問題の解決を図るためには、廃棄物の排出元である各産業毎に関係者の意識を高め、具体的行動を起こしていくとともに、処理・リサイクルの担い手となる処理業界の成長と、排出者と処理業者との連携の強化が必要になります。

経団連では、96年7月に、21世紀の環境保全に向けた自主行動宣言として「経団連環境アピール」を発表し、この中で、廃棄物対策については、資源の浪費につながる使い捨て型の経済社会を見直し、「廃棄物」を「資源」あるいは「副産物」と位置づけ、循環型の経済社会への転換を図るべきことを指摘しました。さらに、この考えに基づき、各産業毎に自主行動計画の策定をお願いした

5周年に寄せる

ところ、37の産業から数値目標を含む非常に意欲的な計画が寄せられました。産業界としては、この自主行動計画に沿って、廃棄物の排出量の削減・リサイクル、適正処理を着実に進めていく所存であります。しかしながら、いくら努力をいたしましても廃棄物がゼロになることはありません。廃棄物処理施設の整備は、まさに産業のインフラストラクチャーのひとつであり、今後ますます重要になってまいります。

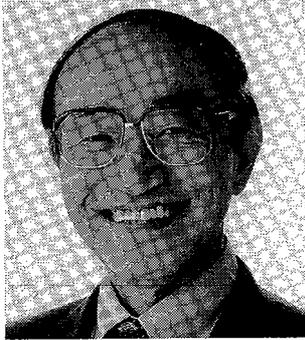
貴財団におかれましては、設立以来、債務保証業務、起業化助成事業、調査研究などの面で多くの実績を挙げてこられました。また、昨年度は、欧米各国の専門家を集めPCBの処理技術に係る国際セミナーを開催されるなど、積極的に活動を展開しております。今後は、これまでの経験を生かし、債務保証を通じて優良な処理施設の整備を一層進めることを中心として、技術開発やリサイクルシステムの構築を進めている事業者の起業化を支援し育成すること、適正処理に取り組む企業・業界団体の間の情報

交換を促進することなどを期待したいと存じます。

わが国における循環型社会の構築に向けて、その重要な一翼を担う貴財団のますますのご発展を祈念致します。



財団設立5年を経過して 今後を期待する



衆議院議員 津島 雄二
(財団顧問)

(財)産業廃棄物処理振興財団設立5周年に当たり心よりお祝いを申し上げますとともに、今後の発展を祈念して一言ご挨拶申し上げます。

近年、大量生産・大量消費を基調とする経済活動や生活様式が定着し産業廃棄物が多量発生する中で、廃棄物の減量化とともに廃棄物を適正に処理するための優良な処理施設の整備が強く求められております。特に、最近では産業構造の複雑化や消費者の嗜好の多様化に伴い廃棄物の種類も様々となっており、処理が困難な廃棄物も多く排出されるなど、大きな社会問題となっております。

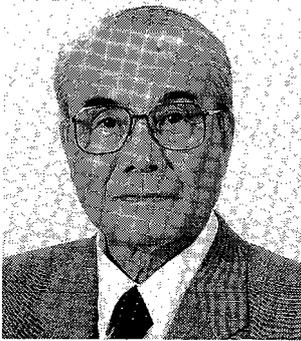
このような状況に対処すべく、平成4年に「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が制定され、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための施設を、周辺地域の公共施設整備との連携に配慮しつつ整備する仕組みが設けられました。(財)産業廃棄物処理振興財団は、この法律に基づき、産業廃棄物処理業者等に対する債務保証、起業化資金の助成等の事業振興を行う法人として平成4年12月に厚生大臣の指定を受け、以来5年にわたって我が国の産業廃棄物処理事業の振興を担う中核的な役割を果たしてまいりました。法律の制定に直接関わった者として、この間の関係者の御努力

に敬意を表するとともに、財団に対する各方面からの熱心な御協力に対し深く感謝する次第であります。

また、処理業者に対する債務保証など当財団の業務を行うための基金には、国、地方公共団体及び民間事業者からの拠出をいただいております。この基金を充実させることは産業廃棄物の適正な処理を推進する上で極めて重要であります。関係者各位におかれましては引き続き積極的な御協力をよろしくお願いいたします。

経済構造の転換とともに産業廃棄物処理を取り巻く状況も大きく変化を遂げつつあり、その中で(財)産業廃棄物処理振興財団の果たす役割もますます重要なものとなっていくものと思われまます。今後とも、当財団への御理解、御支援の程よろしくお願いいたします。

財団設立5周年にあたって



(財)産業廃棄物処理事業振興財団会長
(社)経済団体連合会副会長・環境安全委員長

辻 義 文

産業廃棄物処理事業振興財団が設立5周年を迎える本年8月、関本前会長が財団会長を退任された後を受けまして、財団の会長を引き受けさせていただきました。当財団の設立5周年にあたり、関本前会長をはじめ財団を創設し、ここまで発展させてこられた皆様方のご尽力に心より敬意を表します。

さて、財団の歩みを振り返りますと、90年11月に経団連が「廃棄物対策の課題」と題する意見書を取りまとめ、この中で、廃棄物問題の解決には行政、産業界、消費者の間で各々の責任を分かちあい、共に取り組むことが必要であることを指摘いたしました。経団連はさらに翌年8月には「産業廃棄物に係る最終処分場確保のための課題」をとりまとめ、最終処分場確保の緊急性と対策を打ち出しております。産業界は、そうした見解に沿って、優良な処理施設の整備促進に取り組むことは企業の社会的責務であるとし、1992年、厚生省と協力し、当財団を設立した次第であります。さらに、1995年には、財団の活動に対する期待の高まりに対応するために、第2次募金を実施し基金の拡大に協力した他、経団連と財団の共同で欧州産業廃棄物事情調査団を派遣する等、その運営に種々協力して参りました。

折から、廃棄物処理をめぐるは不法投棄の問題や処分場からの汚染が社会的な問題となっており、モデル的な施設整備の促進や優良な処理業者の育成が喫緊の課題となっております。もちろん、産業界としては、今後とも廃棄物の排出量の削減・リサイクル、適正処理の促進に向け、一層努力を傾けていく所存であります。特に、廃棄物の適正処理に企業自らがより一層積極的に取り組むべきであるとの声が強まる中で、適正な自社処理に努めるとともに、処理を委託する場合には委託先業者の業許可の有無を確認することはもとより、廃棄物の性状に関する情報の提供や適正処理の確認などを行う方針であります。そうした産業界自身の努力とともに、財団に対して、これまでの経験を生かし債務保証等を通じて優良な処理施設の整備を一層進めて欲しいとの声が増す高まっております。

財団におきましては、設立以来、債務保証業務、起業化助成事業、PCBの処理に関する調査研究などの面で実績を挙げてまいりましたが、今後も、産業廃棄物処理に係る様々な課題への取り組みを通して、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

財団の設立から今日まで

1. 設立までの経緯

1990年（平成2年）11月（社）経済団体連合会（経団連）は「廃棄物対策の課題—環境重視型の生活・産業基盤の整備を目指して」と題する見解をまとめ

- ①積極的な公共関与と広域処理の推進が不可欠
- ②経済界も行政と一体になって最終処分場等の確保構想の具体化を検討する

との提言を行いました。

さらに91年11月には経団連の廃棄物部会において「産業廃棄物にかかわる最終処分場確保のための課題」（中間報告）がまとめられました。

また、1991年（平成3年）10月には「廃棄物処理法」の大改正が行われました。

この法で規定された「廃棄物処理センター」は地方公共団体が出資する第3セクターの形態をとり、産業廃棄物や特別に管理を要する一般廃棄物などを広域的に処理し、都道府県に一個に限って指定されるもので、その業務内容、基金、補助金、融資、地方債など財政上、税制上の優遇・特別措置などについても規定されています。

このような状況の中、従来産業廃棄物については、排出者処理責任原則の下、規制中心の行政が行われてきたが、経団連提言もあり産業廃棄物問題の解決のためには、公共も一定の関与をしつつ、産業廃棄物対策を積極的に精進する必要があるとの認識から、92年（平成4年）2月、

産業廃棄物処理施設の整備を進めるため、公的融資と周辺公共施設の整備、財団の設立その他による官民協力の下での支援体制の確立を内容とする「産業廃棄物処理特定施設整備促進法案」が国会に提出され、5月に成立を見ました。

この法律は

- ①一定の要件を満たした産廃の処理施設や研究開発施設、共同利用施設等の一群の施設を特定施設として認定し、財政上、税制上の支援を行う
- ②厚生大臣の指定した「産業廃棄物処理事業振興財団」が産廃処理業者等の行う産廃処理施設整備に対して債務保証、助成事業等を行う

という2つの施策を大きな柱としています。

そしてこれにより、法で規定された財団が正式に誕生することとなりました。

財団誕生への動きは、既に法律成立の2年近く遡る90年（平成2年）夏に見ることができます。すなわち、生活環境審議会廃棄物部会で「今後の廃棄物対策のあり方について」の取り組みに始まり、さらに、水道環境部長の私的諮問機関「産業廃棄物処理事業振興のための検討会」（平成3年8月）が起点となります。

この廃棄物部会長、検討会座長を現在（財）日本産業廃棄物処理振興センター理事長で元厚生省環境衛生局長山中和氏がつとめました。

1991年の「廃棄物処理法」の大改正は、廃棄物対策の制度的、思想的大変革であり国・地方公共団体・企業・国民それぞれの責務が明確化されました。

これが、先に述べた経済界・官の動きにつながったのです。

2. 財団の設立

法律の成立により、1992年（平成4年）8月「財団設立準備室」が発足しました。

当初は企業（銀行）や（財）日本産業廃棄物処理振興センターの一室に間借りし、陣容も3名、債務保証業務について勉強しながら手探りで業務方法書、諸規定、事業計画等が手掛けられました。

全てのことは官（厚生省）と経済界（経団連）の意向を聞きながら進められました。当座の運転資金もなくワープロや事務用品にも事欠く状況を乗り越え発起人会にこぎつけたのが実情です。

1992年（平成4年）11月26日「発起人会」が経団連会議室で開催されました。

発起人代表は平岩外四経団連会長（東京電力会長）、関本忠弘経団連副会長（日本電気社長）、太田文雄（東芝常任顧問）の3人です。

山下徳夫厚生大臣、平岩外四経団連会長の挨拶、次いで財団設立についての経過報告が経団連北山 宏廃棄物部会長、厚生省 飯島 孝産業廃棄物対策室長よりなされ、議長に選出された関本忠弘氏のもと議事に入り、設立趣意書、寄付行為、財産についての説明と審議が、さらに平成4・5年度の事業計画、予算の審議、役員の選出が行われました。

その後は、

12月 3日 厚生省より財団法人の設立許可

12月 16日 第1回理事会（業務方法書、事務局組織・運営等を審議）

12月 24日 「産廃処理特定施設整備法」に基づく厚生大臣指定法人

となり正式に設立をみました。

この財団を特徴づけるものは財団の運営が民間主導で行われることを強く打ち出したことです。このことは財団の組織にも反映され、財団会長に経団連副会長が、また理事長も経済界より選任され、さらに理事、評議員の過半数を民間出身者が占めることとなりました。

そして経済界は、財団に当面10億円を目途に協力する。また、それ以降の協力については、「小さく産んで大きく育てる」という基本的考えに沿って、一定の時間をかけて検討したうえで決定する。

さらにPCBおよび「適正処理困難物」の処理等、個別の業界に関係の深い事業については、別途、関連する業界から拠出を求める。

債務保証の対策プロジェクトの選定について、経団連内に「プロジェクト推進評価委員会」を設置することを決めました。

「産廃処理特定施設整備法」に規定された財団業務（債務保証、助成事業、振興事業の3つの業務）を実施するため、民間事業者の拠出、国、地方公共団体の拠出を加え基金を造成しており、毎年度の積み上げにより、1996年度（平成9年3月）末現在、1億円の基本財産を加え、57億32百万円が造成されています。

3. 財団の活動

3-1 債務保証事業

債務保証は財団の柱となる業務であり、産業廃棄物処理のモデルとなる施設整備事業への保証、なかでも公共関与の第3セクターや「廃棄物処理センター」による施設整備事業への保証を対象の主眼としています。

1994年（平成6年）度から始まったこの事業でこれまでに19社・団体に総額138億8000万円の債務保証を実施してきました。（1997年11

月現在)

しかし、残念ながら19件のうち、公共関与の第3セクターに対するものは3件であり、さらに「廃棄物処理センター」への保証はまだ1件も成立していない状況にあります。

また、処理施設の立地を容易にする周辺地域との一体的整備を目指す「特定債務保証対象施設」や「特定施設」への債務保証の実施は1件づつに止まっています。

19プロジェクトを別表(資料編参照)に示すが、うち減容化・再生化を図る中間処理施設の整備が最も多く、14件に上っており、内5件がガラスくず・廃タイヤ・廃油の再生や、コンポスト化等リサイクル事業です。そしてその他5件は管理型最終処分場の整備に対するものです。

一方、処理対象となる取り扱い品目でみても汚泥、ガラスくず、廃タイヤ、建設廃材(混廃、木くず等)、廃油、廃プラ、シュレッダーダスト、動植物残渣、医療系廃棄物など広範囲に及んでおり、これを焼却、破碎、乾燥、脱水、中和、コンクリート固化等で処理し、減容化・再生化及び最終処分を行っています。

財団保証により整備された産廃処理施設には、ロンドン条約に基づく海洋投棄処分禁止に対応して廃酸・廃アルカリの在来処理に加え、脱窒・生物学的処理を施し下水放流基準をクリアする廃水処理システムを完成させたもの、安定型から管理型へ処分変更が決められたシュレッダーダスト処理に大いに力を発揮している管理型最終処分場の整備、さらに工業団地内に産廃処理施設を併設し、工業団地のゼロ・エミッションを狙った新しい試み等時代の流れにマッチした有意義なものが多くみられます。

又技術的にも、特別管理廃棄物の廃石綿を熔融固化し無毒化する国内初のもの、廃タイヤの冷凍破碎によるマテリアルリサイクル、浸出水等域外に一切出さないクローズドシステムが

とられた最終処分場など優れたものも多くあります。

しかし、全てのプロジェクトが順調に推移している訳ではなく、リサイクル品の新規用途開発、販路開拓・拡大に苦勞している例、同業者との競合により受け入れ処理物が予想通り集まらないケース、処理物の質のばらつきや技術が確立していないためのプラント施設の初期トラブルの発生、地元住民との公害防止協定締結の遅れなど立ち上がりに苦勞しているプロジェクトも見られます。

今後、リサイクル品市場が拡大する法的措置・支援も必要と思われます。

3-2 助成事業

この事業は資本力が小さいために新技術開発への投資がしにくい産廃処理業者に、資金を援助することで起業化を促すのが狙いです。

①新技術の開発 ②高度技術を利用した処理施設の企画、実証、評価等 ③新技術あるいは高度技術を用いた起業化のための需要調査、再生品販売路開拓調査、その他起業化を促進するための調査検討等 ④新技術の開発成果の起業化を対象としています。

1993年(平成5年)度から毎年実施しており、93年度、94年度

廃棄物総合処理、リサイクル工業団地の実現を目指す「よの・りふれっしゅぱーく事業化推進のための研究(全体システム設計とフィジビリティ・スタディ)(株)RDエンジニアリングに各年度50万円

95年度、

廃タイヤ冷凍破碎処理技術の確立および結果得られる粉末・粒状ゴムの用途開発 日本廃タイヤリサイクル協同組合に100万円

96年度、

廃コンプレッサー資源化装置のシステム化

(株) 静岡資源に500万円を助成しました。
以上のように助成事業では、96年度分を含めて、3事業に総額700万円の助成を行ったこととなります。

3-3 振興事業

これは、産業廃棄物の適正処理を推進するための調査研究、情報提供、研修等を行う事業です。

調査研究では、

「廃棄物処理センター整備計画策定基本調査」「産業廃棄物処理施設の整備手法開発調査」「有害廃棄物処理に関する調査」(以上厚生省)。

「産業廃棄物処理施設整備に係わる技術開発の調査研究」(環境事業団)。

「PCB廃棄物の判定基準、油中PCBの測定方法及び化学処理法の評価」等をまた、独自調査として、

「産業廃棄物管理指針作成のための調査」を実施しました。

さらに、諸外国への2回にわたる調査団の派遣を実施しました。

第1回 1995年実施 仏、独、英、デンマーク、EU

第2回 1997年実施 米、カナダ

第1回調査の成果は「日米欧の産業廃棄物処理」監修田中 勝(国立公衆衛生院廃棄物工学部長)として出版され、各国の産廃の発生・処理状況、処理施設の整備状況さらに制度、政策について記述されています。

そして、第2回の調査は、後で述べます「PCB国際セミナー」で取り上げられた外国のPCBの処理実態を見るために行われました。

現在報告書にまとめ、関係官庁、企業への説明、紹介を行っています。

また、講演会やセミナーとしては、

1993年 「これからの産業廃棄物処理」

講師 植田京大助教授

1996年 「有害化学物質(PCB)の処理」

講師 平岡京大名誉教授 他

PCB国際セミナー 於東京

を開催しました。

この国際セミナーは国内外の研究者・行政担当者・事業責任者による講演・討論を通じて、PCBに関する我が国の現状と問題点を整理し、また諸外国のPCBへの対応を把握、PCB問題の早期解決を図ろうとしたものです。

今後これらのノウハウを生かし産業界のPCB処理について提言して行くこととなります。

3-4 その他の活動

『「特定施設及び廃棄物処理センター」の整備促進に係わる情報交換のための全国担当者会議』を1994年(平成6年)より毎年開催しています。

これは、厚生省をはじめ都道府県、指定都市、各団体の産廃関係者が集まって特定施設や廃棄物処理センター事業が促進できるよう情報交換する会議で、1994年の岩手県を皮切りに新潟県、兵庫県、愛媛県と毎年続けて開催されました。

又、財団が債務保証した企業による情報交換のため

1996年11月 リサイクル企業関係 4社

97年 2月 中間処理・最終処分場企業関係 6社

の交流会を開催しました。

**「財団5周年の歩み」
特集号の発刊に際し
関係者に聞く**

財団でなくてはできない 事業の展開を

飯島 孝

(現 環境庁大気規制課長
当時 厚生省産業廃棄物対策室長)



国側の責任者として財団の設立に携わった。厚生省の産廃対策室長に就任したその前年に、廃棄物処理法の20年ぶりの大改正があって、その関連の仕事と財団設立の仕事を並行してすることになった。財団設立の根拠となった産廃処理特定施設整備促進法ができるときは、安全で信頼性のある廃棄物処理施設を造ろうということで非常に産業界も熱心で、官と民がイコールパートナーで取り組んだ。当初は5年間ぐらいで、国が10億円、地方が30億円弱、経団連が80億円を基金に拠出することになっていて、産業界も財団の仕事に期待を寄せていた。しかし基金を集める段階になって、ちょうどバブル経済がはじけた。この影響で経団連からは第一段階としてまず10億円を集めるということで落ちつくことになった。正直いって1年前だったらもっと基金が集まったのではと思ったが、いま振り返れば当時10億円でも集めることができたのは画期的だったと思う。

当初は、少なくともいいから全国的なモデルとなる良い廃棄物処理施設を造ろうという話がまずあった。しかし、これがなかなか難しかった。全国で最初に廃棄物処理法の廃棄物処理センターに指定された岩手県の施設を財団の債務保証の初仕事にしようとしていたが、この施設については岩手県が資金を出すことになったため、財団の財政支援メカニズムが使われなかつ

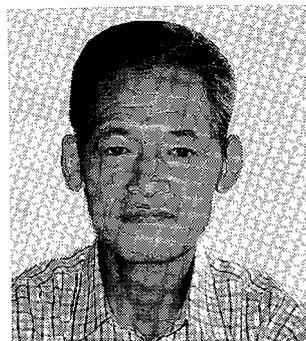
た。また、岩手の施設に関しては新法に基づく初めての特定施設ということで、関係者で視察に行ったが、その時経団連の方々はこちらで首都圏のごみを処理してもらえると思っていたが、岩手県では原則として県内のごみしか処理しないとあって、ちょっと困ったことになった。実際には岩手県内のごみだけでは採算に合わないが、県側が住民対策としてこう説明していた。神奈川県や千葉じゃなくてなぜ岩手にという住民感情は当然のことで、その後、首都圏に近い場所へなんとか施設を造りたいというのが全体のコンセンサスになっていったと思う。

これからの課題は、全国的なモデルとなるような施設にどれだけ支援ができるかということだ。また、これは当時から思っていたことだが、この財団でなくてはできない事業を考えなくてはいけない。財団は官民両方に軸足を置く特性を生かし、信頼される事業主体になり得ると思う。まだ決まっていないが今回の廃棄物処理法改正で盛り込まれた不法投棄の原状回復基金もその一つの候補だし、すでに調査研究事業でやっている処理が難しい廃棄物、例えばPCBなどの処理にも積極的に取り組んでいく必要があると思う。(談)

基金募金について

石塚守正

(当時 財団常務理事)



私は平成4年12月末をもって40年余勤めた社団法人日本貿易会を退職することになりましたので、同年11月頃から在職中特にお世話になった方々に挨拶回りを始めました。たまたま経団連の房野専務理事に退任の挨拶にまいりましたところ、房野専務理事から「経団連は目下産業廃棄物の処理問題の解決に意を注いでおり、来る12月4日に経団連と厚生省との協力により民間主導の(財)産業廃棄物処理事業振興財団を創設することにしました。国と地方公共団体から合わせて39億円拠出されるので、民間側からはその倍の約80数億円の拠出を仰がなければならぬ。とりあえず初年度10億円の基金を集めることになったので、その業務を担当してくれないませんか」との要請をうけました。

私は貿易会では通算16年間総務関係の仕事に従事し、経団連ベースで商社業界によせられる寄付要請などを処理していた関係上、どのような寄付案件であれば、応諾される可能性が多いか、また逆にどのような案件は拒否されるケースが多いか、など心得ておりましたので、当財団が(1)厚生大臣の指定団体であること、(2)国と地方公共団体からも資金がでること、(3)産業廃棄物の処理問題は産業界にとっても解決しなければならない緊急事であることなどから、初年度10億円募金はさして難しい事ではないと思ひ、房野専務理事の要請に応じた次第です。

財団には平成5年2月2日の理事会で募金担当の常務理事に就任、経団連の内田常務理事(現事務総長)、太田産業政策部長(現参与)、久保田課長に支援して頂きながら、予定通り10億円をこえる基金(資金)を幸い集めることができました。

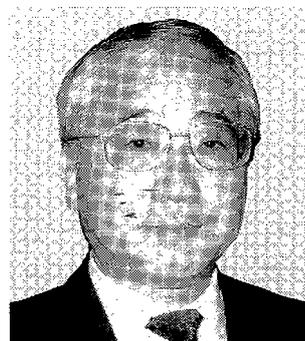
募金に当たっては、次年度のことも考え、経団連事務局にお願いして拠出依頼先の団体、企業を多くして頂き、初年度拠出が無理ならば次年度にご協力をお願いするという方法をとりました。ところが、次年度の募金活動はバブル崩壊などの影響で不況が深刻化してきたため活動が休止となってしまい、初年度の努力が無駄となり大変残念に思いました。それ以上に困惑したことは今後の仕事の見通しのない状態で単に待機、拘束されたことでした。任期途中でしたが、理事長のご理解をえて退職させて頂いた次第です。

産業廃棄物問題はいろいろと新聞紙上を賑わせており、財団への期待とともにその活動の場は今後ますます広がっていくのではないかと思います。財団のさらなる発展を祈念して止みません。(談)

NGOとも組んだ 活動を

市川博也

(現 上智大学教授
 当時 経団連産業政策部長)



財団設立には経団連の産業政策部長という立場で関わった。当時は、リオサミットが開催され環境問題に対する社会の要請が大きく、また環境問題に対する平岩経団連会長の大きなリーダーシップがあった。そうした中、役所の考えがまだまとまっていないという段階にあり、荒波の中へ投げ込まれたというのが当時の印象だった。

産業政策部長になる前は経団連の中で経済協力の仕事をやっていた。その時、発展途上国の貧しい国々への投資を促進する「日本国際開発協力機構(株)」をつくり、70億円ほどのお金を集めたことがあった。発展途上国への支援と産業廃棄物の処理は、事業にリスクを伴うという点で共通している。産業廃棄物処理の分野でも、こうした公的支援の組織が必要だと感じた。

しかし、産業廃棄物の処理で債務保証するという話に対し、当初、経団連の中で大反対された。最初、100億円程度のお金を産業界に働きかけようと思ったが、景気もだんだん後退していった頃でもあり、各業界、特に鉄鋼関連業界から物凄い反対を受けた。

各業界へ割り当てるお金のウエート付けが中でも難しかった。なぜこの額なのかということを経理的に説明できないと禅問答になる。結局、各業界の廃棄物の排出量などを基に割り出して、お金集めのマトリクスが奇蹟的にできた状況だっ

た。これには私の部下がよくやってくれた。財団ができたのは歴史上の偶然だったと思う。

その後の財団の活動については、後で資料を送ってもらって、こんなにやっているのかとびっくりした。立ち上げた後の1年間はプロジェクトもほとんどなく、下らないものをつくったのではないかと経団連内部でよく言われたが、太田理事長が優れた経営感覚を持って、その後活動を展開された。太田理事長でなければできなかつただろう。

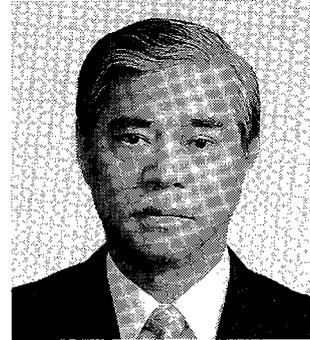
経団連を離れた身なので勝手なことを言っていると思われるかもしれないが、今後の財団のあり方については、行政や企業の両方に通じている人材が必要なことはもちろん、今後は環境NGOなどのグループと一緒に組んで何か活動していけるようになれば、社会的にもっと重要な機関として認知してもらえと思う。

5年後の財団10周年では、行政や業界の方々だけでなく、そういう社会的に幅広い層の方々と交えた苦労話などを是非聞かせてもらうことができると願っている。(談)

設立にあたって

大石源誌

(現 (財) 日本環境衛生センター 理事)
(当時 財団理事・事務局長)



平成4年3月に厚生省から近く産業廃棄物の団体を作るので、その準備の仕事をしてくれとの話があり、日本産業廃棄物処理振興センターにおいて平成4年4月1日から新団体設立の準備の仕事を行うことになった。何をしたらよいかも判らず1~2ヶ月が過ぎ「産業廃棄物処理特定施設整備法」が4年5月20日に成立し、本法の第16条に産業廃棄物処理事業振興財団として指定すること、第17条に振興財団の業務について、第19条に基金を設け事業者等から出えんされた金額を業務に充てること等が定められた。まず、法律を読むことから始め、厚生省から法案作成時の資料をもらい少しずつ勉強をした。特定の法律により指定された法人とは民法で定められた財団との違いはどうか疑問は沢山あった。

8月に入り銀行から出向者が2人きて、霞ヶ関ビル3階の「さくら銀行分室」を借り8月13日から正式に準備室をスタートさせた。今後の作業の進め方等について厚生省、経団連と準備室の3者で毎月1~2回打合せを行うことを決めた。

準備室をスタートさせたが、コピーは銀行から借り、ワープロは厚生省から1台、もう1台は私の娘が使っていたものを持ってきて2台を3人で使用する状況であり、暑い8月に、お茶を入れてくれる人もなく缶コーヒーを飲みながら作業をしたこと等懐かしく思い出される。

準備室の作業はまず他団体の寄附行為、業務方法書、就業規則、融資や債務保証についての資料を集め素案作成の準備に取りかかり厚生省、経団連と協議し午後9時頃まで3人で議論したりした。問題の寄附集めについては、経団連が行い準備室はあまり関与しなかったと思う。

始めは、9月頃には設立発起人会をと聞いていたが何の話もなく10月に入り10月末に11月26日に設立発起人会の開催が決定した。

役員・評議員の選考、事業計画、収支予算の作成、厚生省、経団連との調整、特に基金の規模をどうするかは大変苦勞をした。

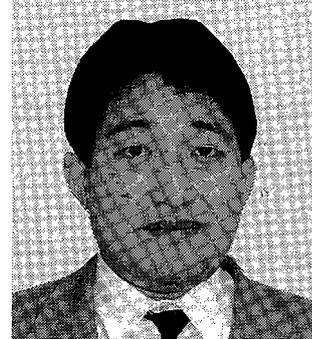
また、基本財産としての拠出金が大手6団体から入ることが決まり、16の主要銀行に口座を設け、発起人会開催前に1億円が入っているか確認することで大慌てしたこと、開催通知の発送が遅れ東京駅前の中央郵便局に午後9時頃に持ち込んだりしたこと、銀行からの出向者(山本、木村両君)には本当に申し訳なく深く感謝している次第である。

現在、産業廃棄物の処理をめくり、最終処分場の逼迫、不法投棄や地域紛争の多発、循環型の処理システム等の社会情勢の変化により財団事業も大きく変貌するので将来を予測するのは難しいが財団の健全な財政運営が出来るよう幅広い事業活動を展開し、21世紀に向けて広く英知を集め、財団の発展を期待する次第である。(談)

民間資金獲得に 施設整備の実績を

片山一夫

(現 大蔵省大臣官房文書課課長補佐)
(当時 厚生省環境整備課課長補佐)
—大蔵省から出向—



財団設立時、厚生省環境整備課課長補佐として、産業廃棄物処理特定施設整備法の制定及び財団設立の経済面での地盤固めに携わった。廃棄物処理施設は迷惑施設として住民同意が得にくく民間で設置するのが困難な状況であったため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置する一群の施設（特定施設）の主務大臣による認定制度や国の指定法人である財団の債務保証制度等を新たに設け、国が関与して信頼性の高い施設の整備を促進することとした。

関係省庁との予算折衝では、大蔵省主計局から、財団への一億円の補助金と特定施設へのNTT-Cタイプ融資について、PPPの原則との関係をどうするのかと指摘され、過渡的・政策的措置であるほか、処理費用に直接あてるのではなくあくまで民間企業及び都道府県からの財団への拠出・出捐等を促すための促進剤だと説明した。また、税制面では、主税局に負担金の損金算入特例（＝非課税措置）がないと民間企業からお金が集まりそうもないので、民間企業にとっても処理費用そのものではなくプラスアルファのお金であると説明して納得してもらった。

自治省には地方交付税措置の適用をお願いしたが、都道府県に処理責任がないのになぜお金を出すのか、と指摘され、結局、国が補助金等を出すのに、産業廃棄物処理施設の許認可権を持つ都道府県が出捐しないのはおかしく、また

地方交付税措置がなければ出損の予算措置について地方議会が通らない、と説明した。他方、民間企業から拠出を得るための経団連との折衝も大変だった。企業としては処理業者に不信感があって、自治体に取り組んでほしいと考えていたが、それまでの都道府県の施設整備への取組みが不十分であったことから、財団の債務保証制度等の新たな制度の実効性について説得するのに時間がかかった。

特定施設整備法を制定する時に各省と法令協議をした際は、先に特定施設の周辺公共施設の整備に最も関係する建設省と地方交付税措置や都道府県への指導を所管する自治省に話を持っていき、その上で他省庁の説得にかかった。全体に抵抗が大きく、特に通産省との折衝は難航した。

現在財団は18件、総額約150億円の債務保証をしているそうだが、民間企業からの出捐金が20億円弱しか集まっていないというのは約束違反だ。国と自治体がきちんと出しているのだから、本来多く出すべき企業が少ないのはおかしい。

ただ、お金を出してもらうには施設整備の実績がなくてはならないのも事実で、そのためには、施設の信頼性を高め、迷惑施設を脱却することが大事だ。周辺住民の同意を得るためには、公共事業の利点を生かし、道路整備など周辺環境の整備事業を上手くかみ合わせるしかないの

ではないか。また、本来、公共関与型の施設を整備していくためには、都道府県が本腰を入れる必要があり、地方公共団体の役割が大きい。

設立五年目を迎え、財団には、産業廃棄物処理が日本経済を裏から支えているのだという自負を持って、不法投棄を根絶し産業廃棄物が円滑に処理されるために、信頼性の高い公共関与型の施設をどんどん設置するようますます努力して頂きたい。(談)

産業界への 情報提供が必要

北山 宏

(現 松下電器産業株式会社 客員)
(当時 経団連廃棄物部会長)

財団を設立する際、私は経団連の廃棄物部会長として各業界の意見調整にあたった。それまでの業界は、家電に限らず良い商品づくりだけが念頭にあり、商品の廃棄後のことまで充分に考えていない面があった。

しかし、物づくりに環境の視点が欠かせない時代になり、企業が廃棄物の処理まで考えなくてはならなくなってきた。

そこで処理業者を企業として育成するため、財団が起業化助成して後押しすることになったが、バブル崩壊の直後で、資金調達が思うようにいかなかった。

最も苦勞したのは、各業界のベクトルを合わせることだった。業界といっても多岐にわたり、その状態も千差万別で、その調整には時間がかかった。そこで腹の中にあることを全部出さな

くは前に進まないと考え、精力的に議論の場を持った。その結果、国民、国、産業界が協力して処理に取り組むという大枠の方向性が決まった。

次に具体的な分担金を決めるのが大変だった。廃棄物を多く排出する業種もあれば、少ない業種もあり、処理に対する意識の差が大きい。結局、当時経団連の産業政策部長だった市川氏と相談して、経団連の物差しで業界単位で分担割合を決めた。財団の理事長にはリーダーシップが求められるため、元東芝副社長の太田文雄氏に、就任していただいた。助成にあたっては「小さく産んで大きく育てる」を目標にすることにした。隠れたニーズは多いが、いきなり網を広げず、一つずつ成功事例を作ろうという意味だ。

現在の財団に最も望むことは、成功事例などの情報をもっとPRすることが必要だと思う。情報を産業界にはね返す努力が足りないのではないか。出損した業界にとっても資金がどう生かされていてその成果がどうなっているかがわかれば、今後のバックアップのしがいがあるというものだろう。

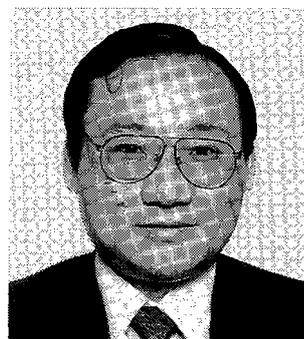
また産業界に一言。廃棄物の処理について「やらされている」という意識が根強いが、もっと前向きに取り組むべきだ。すぐに成果が上がらないからといって手を抜くのではなく、漢方薬治療のように徐々に体質改善を図るべく、粘り強く取り組んで欲しい。(談)



債務保証第一号が スタート

木下正明

(財) 水道技術研究センター技監
前厚生省産業廃棄物対策室長



特定施設整備法ができるときには環境庁の海洋汚染廃棄物対策室室長だった。そのとき厚生省との間で所管問題等でいろいろ議論があったのを記憶している。その後平成6年9月、産業廃棄物対策室長になってから直接関わるようになった。

最初に私が担当したのは、基金の第二次募集だった。前任から引き継ぎを受けた後、経団連の皆さんといろいろとご相談したのが印象に残っている。民間の第一次基金である10億円は平成4年、5年で終わっていた。6年度は基金疲れて計画額はほとんどなかったで、翌年度(7年度)、8年度でまた10億円の基金をお願いする必要があった。

基金の目標額は、国が10億円、地方公共団体が30億円、民間が80億円だったから、民間はまだまだだった。それで7年度にやりましょうということでご理解いただいた。当時はバブルがはじけて経済的には厳しい状況の中で、10億円という第二次募集がスムーズにスタートできたのは、やはり環境問題に対して民間の方の理解が大きかったのではないかと考えている。また、経団連からは「早く成果を見せてほしい」といわれた。

平成6年9月の段階では債務保証はやっていなかった。同年12月になって、ガラスのリサイクルを行うサンライトがリサイクルの第一号とな

り、経済界から歓迎されたと思っている。そのときの企画運営委員会委員長は西室さんだった。この頃容器包装リサイクル法が議論になっているときで、リサイクルの促進という面からサンライトの債務保証事業というのは時宜を得たものだった。経済界からは、産業廃棄物処理事業を振興するための基金であるから、早く優良プロジェクトを世に出すという要望が大きかったと思う。そうはいっても逆に程度の悪いところへは債務保証できないので第一号が滑り出したのは意義深かったと思っている。

ただ、われわれの目標は廃棄物処理センターのプロジェクトを増やしていくことだったから、まだあまり立ち上がっていないというのは多少心残りである。具体的には、当時新潟県や高知県のプロジェクトが動いていたが、なかなか前へ進まなかった。しかし、山梨県や北海道のプロジェクトは前に進んだので、民間だけでなく公共が関与したプロジェクトも徐々にできているという気はしている。

廃棄物処理事業というのは地元周辺の方から相当反対を受けるプロジェクトだから、そういうところへ債務保証するときの情報の整理がこれまで以上に必要になってくるのではないかと。債務保証というのは施設整備促進なのであまり安全運転でもうまくいかないし、許可を受けることを前提に債務保証しなければならないから、あ

る程度リスクはしかたないのかなとも思う。

今後は、PCBの処理についても情報公開の場になってほしい。これからの産業廃棄物は、単に処理だけではなくリサイクルを含めた技術開発や情報公開などが必要になってくるので、その面でも中核的な役割を果たしてもらいたいと思っている。(談)

基金規模の拡張を

木村 亨

(現 第一勧業銀行原宿支店業務課長)
(当時 財団業務第2部長)

当時、財団において事業振興その他を扱う業務第2部を担当した。

産業廃棄物処理の業界というと、担保能力がないということで、銀行としては、どちらかと言うと、避けてきた分野。それを保証するというので、なかなか難しいなという印象があった。

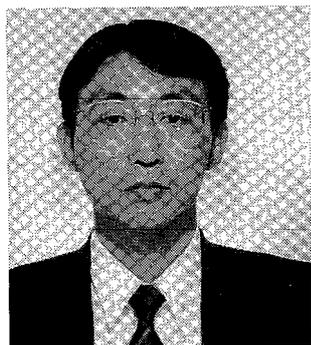
当時の仕事は、債務保証するに当たっての約款や対象をどうするかという、そもそも論の土台づくりだった。厚生省から似たような財団を

いくつか紹介してもらい、関係書類をもらい研究したが、業務方法書や融資規約などをつくるのは初めてで、しかも業種が全く異なっていたため苦勞したことを覚えている。

財団について、厚生省は第3セクター並みの大きな廃棄物処分場を対象とすることのみを考えていたようだが、そうすると、一般の廃棄物業者が参入できるケースが財団の法律上、難しくなるのではないかという懸念があった。財団ができた経緯と今後の流れがどうなるのだろうかと考えをいろいろめぐらせた印象を持った。

基金規模は当初20億円くらいしかなく、しかも運用利回りがかなり低金利の時代だった。そのため利鞘が稼げない、事業拡張するにも資金がないということで苦勞した。その後の実際の債務保証にはタッチしていないが、当時の対象としては10数社ほどだったと記憶している。

財団の今後の課題や問題点については、仮に保証先がトラブル等に遭った場合に代返済をどうするかという問題が出てくる可能性があると思う。また、いまの保証料で採算がとれるかどうか、さらに将来的に事業規模を拡張する上で、いまの基金では最大600億円くらいが限界なので、大型プロジェクトをいくつかやると終わってしまう。厚生省では確か、各都道府県で将来的に処理センターを持つという構想だと思ったが、いまの基金規模では当然対応できない。そのへんの今後の方向性が難しいのかなと思う。(談)



財団が総合的な 施設整備のまとめ役に

小林 康彦

(現 (財) 日本環境衛生センター 専務理事)
(当時 財団常務理事)



私が厚生省の水道環境部長をしていたのは平成2年8月から平成4年7月まで。その間に平成3年の廃棄物処理法改正と4年の産業廃棄物処理特定施設整備促進法の準備から成立まで関わり、同時に産廃財団の設立に参加することになった。

廃棄物処理法の改正では当時、行き詰まりつつあった廃棄物問題を打開するため、産業廃棄物の処理施設の整備に公共が関与して公共の信頼性と安定性を加えて新しい道を開こうということで、廃棄物処理センターという構想が出てきた。これはその後一般廃棄物の広域的な部分も市町村の要請を受けてできるという形になった。地域、地域での自主的な活動だけでは具体的な話が進むことはなかなか期待しにくいということで、廃棄物処理センターを育て、支援する方が検討された。その結果、資金手当がしやすいようにという債務保証の制度、それから周辺公共事業も含めて公共でバックアップして産廃の施設整備を促進することになり、特定施設整備促進法を新しい独立法として準備をし、この法律に基づき、平成4年12月3日に産廃財団が設立された。

私も設立の時から常務理事として財団の運営に関わったが、債務保証をするに当たって、環境事業団等の業務との調整、連携の仕方など事務的に詰めなくてはいけないところが結構あり、業務内容の整理に時間がかかった。また、財団

の基金を揃えるために、経団連も、財団の太田理事長も大変苦労された。太田理事長は経団連の廃棄物部会長も務められて廃棄物についてご理解があり、大変適任だったと思う。

廃棄物処理センターは現在八つが指定されているが、当時五年経てば少なくともその三倍以上との予想だったから、予想より少ないのは事実だ。それだけ産廃はむずかしく、必要性だけでは現実の施策につなげていけない部分がある。公共が関与しても廃棄物が確実に集まる手だてではなく、需給のバランスをとるとかバックアップの体制を組むのが非常にむずかしいためだと思う。もう一つは、一般廃棄物については、都道府県や処理センターが権限が与えられて計画をつくり、市町村に呼びかけるという機能を持っておらず、動きにくいことがあげられる。

そこで産業廃棄物について言えば、主役がない分野が多いので、その主役をどうつくるかが大きな要だろうと思う。分かりやすいのはPCB。PCBは環境上大きな問題だとみんな思っているが、自分が中心になって企画を立て、実施に移して行かなければならないという責任感なり、そうした立場に置かれている人がいない。そこを整理していくのが一番大事なことで、みんな考えて言う場所を提供していくのが財団だと思う。

産廃の処理システムの整備はこれまで民間の

企業活動に任せられ、民間企業をまとめて総合的な対応をとるといふ試みもいままでなされていない。今後大事なのは、全体の処理システムや施設整備の基本的な方向を明らかにして支援する、あるいは促進する施策を展開していくことで、財団がそのまとめ役なり要の役をして行けば事業化の芽も出てくると思っている。まずPCBからモデル的な努力をお願いしたいと思う。(談)

民主導の初心貫くことを

三本木徹

(現 大阪湾広域臨海環境整備センター 常務理事)
(当時 厚生省産業廃棄物対策室長—環境整備課長)

私は財団設立には法律の立案から厚生省の産業廃棄物対策室長として主体的に関わった。平成3年秋に成立した廃棄物処理法の大改正では、産廃規制の強化と減量化・リサイクルという今後の基本的な方向についての改正はできたものの、産廃処理施設の具体的な整備促進には十分ではなかった。このため、改正法案がまとまった3月初旬より少し後の4月の段階ですでに産廃新法の基本的なスキームを作っていた。施設整備促進は切り分けて別の法律が必要と考えたわけだ。

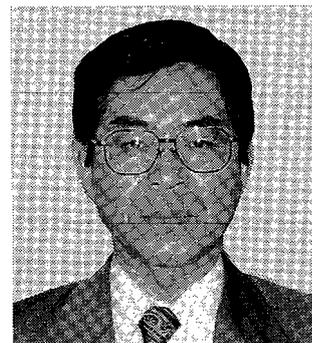
産廃処理施設の整備には公的セクターは基本的には関わらない、関わるとしてもあくまで補完的な役割としてきたし、実態としても産廃処理施設とくに埋立処分場は大部分を処理業者が作ってきた。しかし、処理業者には大きな投資

をしうる資金力が備わっておらず、公共のサポートがなくては用地確保などが進められなくなってきた。そこで、NTT-Cタイプ融資と税制上の優遇措置、債務保証と利子補給を盛り込もうとしたが、利子補給は結局実現しなかった。

財団も新法にきちんと位置づける必要があり、その業務も法律で規定した。ありていに言えば処理業者の財務体質の強化・補完を果たすのが目的だ。そして、設立はあくまで民間が主体となること、すなわち基本財産への出捐金はすべて民間が行うこととしたが、産業界とくに経団連はこの点についてよく理解をしていただいたと思っている。

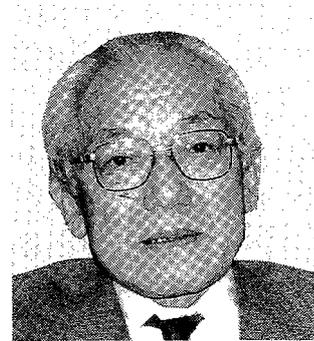
民主導で進めたことは今の時代を先取りしており、やはり良かったと考えている。その後の展開も今のところスムーズで、債務保証件数が少しずつではあれ増えてきており、産廃処理施設の整備に果たす財団の役割も少しずつながら大きくなってきていると思っている。法律に基づく財団法人であるため運営の透明性も保たれている。ただ、基金がまだ必要な額にまで至っていないのは残念であり、徐々にでも増えていくことを期待している。

平成3年夏に最初に経団連の方々と財団設立について話し合った時は廃棄物処理法改正法案の国会提出がずれて国会審議が開始されていない段階であったために、経団連としては奇異に



受け止められたことなど、思い出は多い。経団連の方々も事情を話すとよく分かってもらえた。当時の厚生事務次官に経団連の三役と朝食会の席で話し合っていていただいて最終的な了解を取り付けたこと、大蔵省に何回も通ったことや自治省には地方交付税の算定基礎に財団への出捐金を入れてもらったこと、初年度予算の内示は大蔵省の主計局だけでなく理財局と銀行局からも受けたことなど思い出深い。

財団の課題はやはり産業界からの基金を集めることだ。当初計画を少し見直すことがあってもいいと思うが、国と地方公共団体は予定通り出捐を全うしたのだから、民間からの基金の確保にぜひ努めていただきたい。民主導を進めるとの初心を貫いてほしいの一言だ。(談)



じ太田ということもあるのか、非常に気が合っていたように思う。やはり企業出身の方だから鋭い感覚をもっておられ、ときには恐い感じさえした。

案件の審査を行う企画・運営委員会の役員の方々も、最初は産業廃棄物のことに素人だったが、太田理事長はじめみなさんが詳しくなって、審査の目もいい意味で厳格になったと思う。処理の実態や処理業という企業の良さも危うさも把握されてきた。われわれの側から見ればきちっと見られているなという感じである。

財団が設立されたということは、産業廃棄物を排出する側と処理する側とのコンタクトというものをかなり考慮に入れたと思う。そういうつながりを制度的に行ったということは前進と解釈していいだろう。ただ、出捐金がなかなか集まらないなど、産業界は処理業界にもっと積極的に協力をお願いしたいと思っている。

第三セクターをつくって産業廃棄物処理の適正処理を推進していこうというのはいいけれど、企業として見た場合、第三セクターでうまくいっている例はあまり聞かない。みんな赤字を出している。それでも返してもらうことに心配がないから財団が保証するというのならそれはそれでいいが、それが税金という社会費用で補われることと、民間企業が経営努力を重ね企業として成長していくということとまるっきり違う。こ

産業界と処理業界の 接点という意味でも 重要な財団

鈴木勇吉

現 (社) 全国産業廃棄物連合会 会長
財団理事
当時 (社) 全国産業廃棄物連合会専務理事

融資の制度がほしいなと思っていたところ、前回の法改正で融資の保証制度をつくるという話がでたので、われわれ処理業界としては諸手をあげて喜んだ。

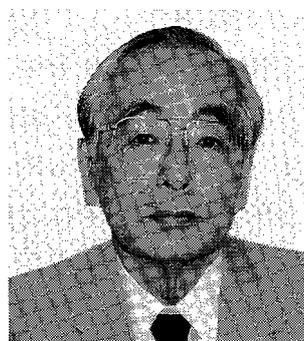
振興財団の設立は、産業界と処理業界の接点という意味でも重要だったし、民間主導の財団ということで太田文雄理事長のキャラクターも印象に残っている。財団設立当時、私共連合会は太田忠雄前会長がやっていた。私は専務理事だったので、事務方の立場で接していたが、同

の辺の議論というのは、財団の中でもしていく必要があるだろう。あくまで経済界を主体とする財団であるから、その独自性を大事にしてほしい。

われわれ処理業界から保証をお願いするにしても、最初から無理だなと思うものは止めなさいと言っている。やはり姿勢がちゃんとしていて、保証してもらっても大丈夫だなという企業でないと、処理業界全体が迷惑する。

財団があって、われわれ業界も非常に助けられているわけだから、それに応えていかなければならないと思っている。処理業界自体が今過渡期で、淘汰されるべきものは淘汰されていく時期にきている。いつまでも玉石混淆というわけにはいかない。

今後、財団事務局などと人事交流して、現場を見ていただくことも必要になってくるのではないかと思っている。お互いに中身を知ることが大事だ。(談)



もうまくいっていない。そうした中で、当財団の今日あるのは、一重に経営的感覚をもっておられる太田理事長のご苦勞に負うところが非常に大きいと思う。

現在の廃棄物問題は、非常にむずかしい状況にある。日本は山林が多く、非常に狭い平野部に人口が集中し、都市は巨大化している。当然廃棄物が大量に出てくるが、日本人は清潔好きであるにもかかわらず、ごみ問題などには鋭敏ではなく、産業廃棄物の処理でも、どうにもならなくなって始めて強い規制で処理をしていくという姿勢が見られるように思える。廃棄物が膨大なものになることは予想されることだが、それに対して入口から出口まで全体としてどう対応していくのかという発想が弱いという気がする。こういう問題については相当強い規制なり、個別の地域エゴなどを抑え込む方策を考えないとなかなか進まないのではないと思う。

そうした中で、当財団の事業は限定されているから、財団の力でどうするというのはむずかしいが、財団の活動を通じてのアンテナ機能もあるので、政府に対し廃棄物対策の方向付けに協力するアンテナショップ的な貢献も今後できるものと考えている。

現在の財団の活動については、産業界からの出資も遅れがちで非常に困難な面があるが、時間をかけて一步一步問題に取り組んでいかなければ

より大きく社会に 貢献できる組織に

中野徹雄

(ベーリンガーインゲルハイムジャパン会長)
財団副理事長

当財団も設立五周年を迎えた。この財団はそれ自身一種の第三セクターとして成立をし、また保証の対象としても主として第三セクターの施設を考えて発足しているが、正直言って、一時の流行になっていた第三セクターは、その後の事情で、経済条件の変動などがあって必ずし

ればならないと思っている。現在の事業の地道な積み重ねが、今後、さらに多くの方々のご理解を得ることにつながり、より大きく社会に貢献できる組織になるものと考えている。(談)

地道な努力が必要

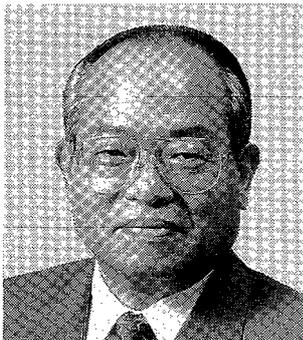
西澤 裕

(現 島根銀行 頭取)
(当時 財団常務理事)

私は、産廃財団設立直後の平成4年12月から平成7年4月まで常務理事を務めさせていただいた。

その際は、財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)に籍をおきながら産廃財団の仕事をさせていただいた。

厚生省の仕事には、大蔵省主計局で予算編成事務に携っていたので、以前から関心をもっていた。古くは、厚生省に環境衛生局が置かれていた頃、約30年も前になるが、主計局の厚生担当係員として、予算査定事務を分担したことがあって、産廃の仕事は難しい仕事ではあるが、お



力添えできればと思いお引受けした。

産廃財団は、民活型公共的建設事業の融資対象となる産廃施設の債務に債務保証することが大きな仕事で、発足後は、債務保証基金の造成をすることが重要な仕事であった。

財団の設立直後の運営に当たっては、太田理事長が大変精力的に動かされた。理事長はその広い人脈と高邁な識見、円満な人柄で仕事をとりまとめてこられた。特に産業界からの基金達成には大変苦勞されていた。

国と地方公共団体からの基金はほぼ計画どおり集めることができたが、民間からの基金は経団連などに強く協力要請するなど相当積極的に動いておられた。初の民間主導型の施設整備のための財団であったので注目されており、民間基金は目標に及ばなかったものの今後に向けての基礎を築かれたと思っている。私としてもその一翼を担ってお力添え出来たのは大変光栄であったと思っている。産廃処理施設は、排出量の増大に見合った施設整備ができていないし、各地で紛争が起きているなど、反対運動等もあって設置が厳しい状況にあるときいている。

何としても地域住民の理解を得ることが第一であるので、設置する地域になんらかプラスになるものがないと用地難は解決できそうにないと思われる。とくに規模が大きい施設の場合、資金調達、運営の点で大変となる。民活型公共的建設事業の融資に対し、債務保証に当たる財団が果たすべき役割は極めて大きいものがある。

設立当初は債務保証を要する事業がまだ少なく先行きを心配していたが、現時点でふり返ってみて、ここまで推進してこられた関係者の方々の努力には敬意を表したい。

現在の景気では、民間からの基金集めが難しい事情あることはよく分かるし、産廃処理施設の新規の建設が伸び悩んでいることも事実なの

で、産業界、経済界に対して協力要請に努め、地道に努力を重ねていただきたいと希望している。環境問題は多岐に亙っており、世界的にも大変重要な課題を抱えている。産廃処理もその一つで民間企業が自らの責任で前向きに取り組まねばならないのでこれまでの建設例を十分参考にいただき、環境浄化のため、産廃施設の新規建設に更に努めていただきたいと念願している。(談)

官と民との協力の もとに設立された モデル的な財団

藤原正弘

(現 (財) 水道技術研究センター 専務理事)
(当時 厚生省水道環境部長)

財団ができたとき私は水道整備課長だったので、実際にはその後の水道環境部長のときに関わらせてもらった。

この財団は、今までの財団の作り方と違っていたように思う。非常にたくさん省庁が関係しているし、その多くの官庁が協力しながらしかも経団連を中心とした民間と共同歩調で設立したという点が大きなポイントだ。今まで多くの財団の設立は官主導だった。この財団はそういう従来のやり方と異なるやり方で設立された。お金を集めなければならなかったから、ということもさることながら、この財団の目的の遂行のためには民間の活力が発揮できるような組織である必要があるということがあった。そういう意味で、この財団は官と民の協力のもとに設立し運営するというモデル的なケースではな

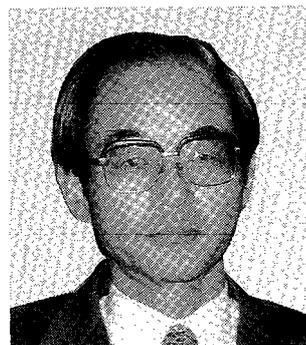
いか。

とはいってもお金を集めるのは大変なことだ。トップの太田理事長が苦勞されていたのはよくわかっていた。太田さんが私のところへきて“もうそろそろ引退して……”と言っておられたこともあったが、私は、“太田さんにやってもらわないとうまくいかない”と、引き続きお願いしたこともあった。やはり民間からお金を集めるには民間の人がトップで言わないと。

産業廃棄物の問題は、産業界のトップの方々に認識してもらわないといけない。政府としての考え方はこうなんですよということで、理解とサポートをお願いした。産廃問題のみならず容器包装のリサイクル問題でも当時、経団連の環境安全委員会委員長をやっておられたNECの関本さんや廃棄物部会長だった東芝の西室さんなどにお願ひに行ったのが印象に残っている。

世の中に財団と名の付くものはたくさんあるが、法律で指定された財団、つまり指定法人というのはあまり多くない。法律には一番重要なことを書くわけだからここで指定されるということは格式が高い。また、法律がある限りはこの組織はつぶせないということでもある。

今後の法改正で原状回復基金の窓口としても新たな期待がかけられている。スーパーファンドの代替的なものという考え方から見ても重要な機能である。本当はこういうものは使わない



で済むほうがいいのだが、この制度が設けられたことにより今後もし豊島のような事件が起きたとしても「対応できます」ということができるようになるのは大きな意味がある。

財団にとって中心的な仕事である債務保証については、もっとニーズはあるんだと思う。しかし、ニーズがあっても何でもというわけにはいかない。保証倒れになっても困る。その辺のバランスが難しい。だんだんノウハウを蓄積されて来ているので、着実に実績を積み事業拡大をされていかれることを期待している。(談)



産廃振興財団に期待

山中 和

(財) 日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
(財団理事)

平成2年7月に厚生大臣から生活環境審議会に対し「今後の廃棄物対策の在り方について」諮問があった。当時たまたま生活環境審議会の廃棄物部会長をしていたので、まとめ役になって5ヶ月後の12月に答申することができた。これに基づいて廃棄物処理法の抜本的改正案が翌平成3年の通常国会にかけられ、10月のはじめに公布された。私が日廃振センターに着任したのは、その4ヶ月前の平成3年6月で改正法案が国会で審議されている時であった。

着任早々の8月のはじめに、厚生省から、現在進行している廃棄物処理法の改正に平行して、特に産廃対策としてもう一つ法律に基づく指定法人が必要であり、そのために「産業廃棄物処理

事業振興のための検討会」を設置するのでその座長をしてほしいと頼まれた。これを引き受けたことによって現在の産廃振興財団と関わることになった。

検討会は第一回が9月、第二回が11月に開かれたが、そのために作った厚生省の資料はB4サイズで前者は60頁、後者は50頁に及ぶ膨大なものだった。なお、厚生省は産廃振興財団設立の基金として平成4年度予算に1億円を要求していた。検討会としては、財政当局がどこまで考えているのかよくわからなかったので、ひとまず予算折衝の結果を待って再開することとした。平成3年12月末の次官折衝で平成4年度予算の産廃振興財団の基金1億円が内示された。厚生省はこの事業のための法律をつくる作業に入ってしまった。一体、産廃振興財団はどこにできるの？と聞いたら場所は日廃振センターの一部か銀行内かもしれないと聞いてびっくりした。

一方、日廃振センターでは、冒頭に話したとおり改正廃棄物処理法は既に公布されており、改正法が施行される平成4年7月には新しい仕事として処理処分業の許可に関する教育研修事業をスタートさせなければならなかった。本年度の残り7ヶ月としても、全国150ヶ所ぐらいで講習会をやらなければならない。そのための職員増員、事務所の移転、講師の確保、テキストの編集など頭の痛い毎日が続いた。

そんな時に相談があり、平成4年4月から産廃振興財団の準備室をしばらく日廃振センターに置き事務局長相当の人を預かることになった。そうするうちに産廃処理特定施設整備促進法が5月末に公布されて産廃振興財団ができることになった。10月初めに、一年ぶりで第三回の検討会を終わって、平成4年11月末に経団連の応援もあって独立の財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の設立発起人会を迎えることとなった。

廃棄物処理法の抜本的改正に平行して日頃公的関与の少ない産業廃棄物にとって産廃振興財団の誕生は時宜に適している。はじめの5年間は何とも景気が悪く予定通りに資金が集まらず大変ご苦労されているが、得難い太田理事長をリーダーにアイデアを駆使して事業に努力されている。岩手県に本邦第一号の廃棄物処理センターが造られていた頃、全国の都道府県に声をかけて担当者を集めて現地で研修会議を開いた時はほとんどの都道府県が参加したのを見てなるほどと感じた。今では年中行事となっている。

産業廃棄物問題はますます重要なプロジェクトになりつつある。一刻も早く景気が回復して産廃振興財団の真の力が発揮できるよう友好団体の一人として大いに期待している。(談)

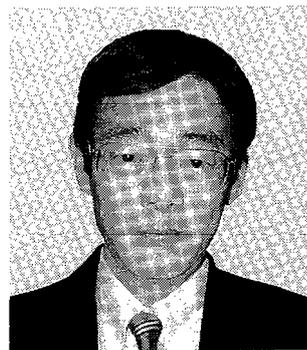
今後は民間的な発想も大切

山本忠生

(現) さくら銀行日本橋営業第一部次長
(当時) 財団業務第一部長

設立準備から数えて2年1ヵ月間、財団の仕事に携わりました。設立の準備段階においては、財団の業務方法書や寄附行為の作成など、法律(=「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」)に基き、どのような機能を持った財団をつくれればいいのかを検討することが大きな仕事でした。また、寄付金をどの様にして集めるかというような財団の骨格づくりにも取り組みました。

当初は、厚生省と経団連の意見の調整に苦心しました。経団連はあくまでも民主導のスタンスですから財団についても民主導の色合いをだそうとする。一方、厚生省は官主導でいきたいと考える。その狭間に立って、一つの形にしていくのは難しい作業でした。ただ、厚生省も経団連も本質的な心は同じで、基本的な部分では、両者の間にそう大きな食い違いはありませんでした。そのなかで最も思い出に残っているのは、



財団設立発起人会が開催する直前になって延期となったことです。原因は業務方法書における根本的な部分の解釈の違いで、このままでは財団を設立できないということになり、そのすり合わせの為急遽、発起人会を延期せざるを得なくなりました。このすり合わせには、10日間ほどの期間を要しました。

設立後は業務第一部長に就任して1年半の間、主に債務保証分野を担当しました。債務保証のルールづくりが基本的な仕事でした。まず、当財団の行う債務保証の目的及び内容は何かを金融機関に認知してもらう必要があるため、全国銀行協会連合会などへ説明に回りました。また、財団の事業の細かな中身について、経団連はもとより各産業団体の総務部長のところへ当財団の役割を理解してもらう為、直接説明にうかがった記憶があります。

これは財団組織なので無理な話かもしれないが、今後は少し民間的な発想を持ち、収益を上げるような運営を考えることも大切だと思いますし、より積極的に循環社会形成に寄与する提言をし、イニシャチブを取って欲しいと考えております。最近、廃棄物の抑制に取り組む企業が増えていますが、例えば財団がその取り組みに対する評価（例えば廃棄物を出さない工場の整備）、またリサイクルに対する評価を行いゼロエミッションに貢献する企業を認定する制度をつくってもいいのではないかと考えています。（談）

設立当時は……

横田英司

(現 消防団員等公務災害保障等共済組合常務理事)
(前 財団常務理事)

厚生省の当初の基金造成目標では、民間事業者の負担は大きかったが、結果としては小さなものになった。

これは、厚生省の過大見積りなのか、景気の落ち込み等その後の経済情勢の推移によるものか、その辺のところがよく分からなかったという記憶が残っている。（談）



座談会

財団設立5年を経過して今後に期待する

財団設立5周年を迎えて



座談会風景

現在、産廃に関する問題は山積し、本年6月の廃掃法の改正もあり、今後の財団の役割の重要性を感じつつ、設立以来のことを振り返りながら将来の発展に結びつけるべく「財団設立5年を経過して今後に期待する」として、関係者の方々にお集まりいただき10月28日に座談会を開催致しました。

牧野 当財団は平成4年に設立されて今年五周年を迎えます。そこで、この5年間を振り返りながら、これからの財団の在り方や方向について、お話しをいただきたいと思います。最初に設立の背景や経緯について、厚生省の仁井さんからお願いします。

仁井 私が産業廃棄物対策室長になったのは去年の7月からですので、理事長のほうが当時のことについてはお詳しいと思いますが、ご存じのように平成3年に廃棄物処理法がかなり大きく改正され、そのときに産廃については施設の許可制の導入や特管物の制度が整備されました。あるいは一廃も含めて、単なる処理から再生ということも廃棄物処理法の中に入ってきたわけです。そのようなかたちで産業廃棄物についての

○ 出席者 ○

厚生省生活衛生局水道環境部 産業廃棄物対策室長	仁井正夫
早稲田大学理工学部 教 授	永田勝也
(社) 経済団体連合会 産業本部 地球環境・エネルギーグループ長	中村典夫
(社) 日本建設業団体連合会 常務理事	塚本恵朗
(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 理 事 長	太田文雄
(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 司 会	牧野昭一
環境新聞 編集部長	藤本 正

規制的な枠組みを作る一方で、同時に公共関与の枠組みとしての廃棄物処理センターを廃棄物処理法の中で手当てしました。

従来は、どちらかと言うと産業廃棄物については、規制的な手法が中心的なもので、その処理の体制整備を体系的に進めていく制度的な枠組みがなく、その手当てをするため翌平成4年に特定施設整備法が成立いたしました。その中で産廃の一群の施設で一定モデル的なものについて、特定施設として指定し、それを支援する枠組みを作りました。

その支援措置の一環として、債務保証事業を主として担っていただくいまの振興財団も制度の中に規定された。これが財団発足の卵の状態ではないかと理解しています。

牧野 設立に当たっては経団連も関わっていますが、財団の設立をどのように受け止め、どのように関わってこられたのでしょうか。

中村 経団連としては、環境問題は経団連創立の当時から重要な柱の一つとして取り組んできました。やはり1990年前後が産業界の環境問題に対する認識の一つの転換点だったかと思います。経団連は地球環境全般については、91年に経団連地球環境憲章を制定し、その中で企業は環境問題に積極的に取り組んでいかなければ生き残れないという認識を打出しました。

ちょうど太田理事長に1988年からたしか91年まで、経団連の環境安全委員会の中の廃棄物部会長をお願いしていたと思います。そこで太田部会長の下、廃棄物問題について90年に最初の見解を出しています。いまでもそのまま通じると思うのですが、3つの点を指摘しています。一つは産業界が自主的、かつ積極的に取り組んでいく。二番目としては公的部門の積極的な関与が必要である。三番目としては、やはり消費者の理解と協力が不可欠であるという3点です。

その中で、公共関与については、特に広域処分場を第三セクター等によって造る必要がある



牧野 昭一
(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

と指摘していて、それが厚生省の法改正、さらに財団の設立につながっていったと理解しています。

牧野 今お話いただいたような経緯で財団が設立されたのですが、その後の事業について少し説明しますと、平成4、5年はいろいろな業務を推進するための準備、基金の造成等が中心で、メインの債務保証ができるようになったのは6年からです。実際に相談などを受けたのは230件ぐらい、そのうち検討してもいいというもの120件ぐらいで、そのなかから慎重に検討しながら19件保証し、今日に至っております。総事業費は約450億円で、保証額は130から140億円です。財団は結構よくやっているという評価を聞きますが、この財団は特定施設整備法の精神からいくと、センターあるいは第三セクター方式による特定施設に対して保証することになっていますから、大型の特定施設に保証するとすると450億円というのは2~3件で決して大きくはないと思っております。

しかし、公共関与による第三セクターは山梨県と札幌リサイクル公社で、それぞれ8億程度の微々たるものです。私見ですがその程度で果たして財団が産業廃棄物問題に貢献をしていると言えるのだろうかと考えると、忸怩たるものがあります。

日建連の塚本さんは、どう思われますか。

塚本 私も関与させていただいてから、それほど時間がないので、正鵠を射ているかどうか分からないのですが、保証業務をどんどん進めていかれるという大きな目標があり、自らが事業を行うという立場ではありません。ご案内の通り処理施設建設及び運営に関するトラブルが全国で250カ所もあって、NIMBY（迷惑施設）という施設の性格からいって進まない。持ち込まれる件数が多くても実質的な保証対象が少なく、当初予定していた量的な確保ができていないのではないかという気がします。

特定施設、三セクに関しても、正確には存じませんが、出来上っている所又、計画が進んでいるのは岩手、大分、新潟ぐらいで、本当は今ごろ47都道府県でできていなければならないのが、これもNIMBYということではなかなか進まないのではなからうか。これは受け身の事業を行っておられる財団の性格からいって、財団が悪いということではなく、結局、そのような案件がなかなか持ち込まれないことが大きな問題ではないかと感じています。

また、ご案内のとおり建設系の廃材が多い。全国4億トンの産廃のうち20%程度占めていますが、数少ない持ち込まれている案件の中でも、建設系の中間処理施設や処分場の件数が数えるほどしかない。非常に残念ですが、処理業者もいろいろな社会的な制約、住民の問題があってなかなか持ち込めないのではないかと感じています。

牧野 永田先生は財団の役割などについて、どのようにお考えでしょうか。

永田 私がお手伝いさせていただいているのは企画・運営委員会と助成の審査です。技術開発や起業化ではかなりの中小企業が技術開発をされたり、それを実際にビジネスとして展開されるため、助成に応募されています。内容的にもかなり立派なものが集まっています。このよ

うに積極的に技術開発を支援していただくことには非常にありがたい話だと思っています。もう一つの委員会では審査を担当していますが、一般の廃掃法の改正やそれに伴う政省令の整備への対応を先取りしたような申請もあり、その意味では意識が高いという気がしています。

ただ今は環境に対する人々の意識の高さ、あるいはその価値観がかなり強烈に出てきて、私たちが技術的に見れば十分対応が取れていると判断されるものでも、そのいくつかは受け入れてもらえない実情があります。この点は私たちの役目としても、積極的に一般の方々に訴えていかなければいけないのではないかと感じています。

全体的に産業界側の体制整備に対する資金的なサポート等を振興財団がおやりになるのは、廃棄物処理という特殊な分野で優良な事業者等を育てていくという姿勢が表れていて、私は非常に結構な話ではないかと思っています。

藤本 先ほど事業費のお話がありましたが、私どもが財団の設立に関わった方々にご意見をお聞きした時に指摘が多かったのは、基金が当初の予定通り集まっていないという問題です。これについて、どのようにお考えなのでしょう。

仁井 この財団の特徴的なものは基金造成で、国、地方公共団体、民間それぞれで協力して行っていくことにあるかと思います。当初、私どもとして予定していた規模がありますが、社会的な経済環境が設立の準備段階と設立後でかなり大きく変わってきたことも大きな要因の一つかと思います。残念ながら、今造成されている基金は、当初私どもが五年後に見込んでいたところにまで届いていない。これは事実です。その点で、基金造成に関して言えば、公共セクターは当初予定通り行ってきたので、民間セクターもしかるべく頑張っていたいただきたいというのが率直なところではあります。

それと共に、財団として基金を元にしてどのような債務保証に取り組んでいくのか、ということを目に見えるかたちでやっていかないと、ご理解もいただきがたいだろうと認識しています。これはある意味でニワトリと卵というようなところもあるかと思っています。

しかし、少なくとも財団が触媒になって、現在までに450億という優良な設備投資を行ってきたことは、誕生から5年という中では一定の評価ができるのではないかと思います。

今、塚本さんからお話がありましたように、なかなかプロジェクトそのものが周辺調整のために形あるものになっていかないといった部分があります。これは財団で対応できるというよりは、平成9年に法改正した設置手続きの明確化等により、きちんとしたものはきちんとできるという体制を作っていかなければいけないだろうと思っています。

先ほど塚本さんから建設系のお話がありましたが、中堅のゼネコンの団体で建設系の廃棄物の受け皿づくりをし、こちらの債務保証とタイアップするというプロジェクトを進めています。債務保証という措置があって、そういうものができるという面もあり、そのような点で先行している十いくつのプロジェクトがそれなりに動いていき、財団の仕組みを実例で世の中に出していくことにより、いろいろな形での発展性はあると思います。

公共関与、三セクも、廃棄物処理センターによる処分場設置がようやく岩手に続いて新潟で鋤入れが終わったという状態ですが、設置手続きをきっちりやっていく中で、これから着実に伸びてくると考えています。じかに事業主体として入るだけの話ではなく、周辺の環境整備的なものとして関わっていくところも、全体として公共がそれなりにコミットしたような形でのプロジェクトが進んでいけば望ましい形になっていき、そのような中で財団も機能を発揮し、そ



仁井正夫
厚生省生活衛生局水道環境部 産業廃棄物対策室長

の機能が目に見えらると思います。それに相まって、基金も確かに効果があるということで造成していただけないというのが望ましい姿だと思っています。

藤本 地方公共団体あたりはもっと積極的に処理センターづくりをしてほしいという声も聞きますが。

仁井 それぞれのところで、その地域として何が欠けていて、どのように公共としてコミットするのかといったようなことについての検討はかなり進んでいると思っています。ちょっと足踏みしているように見えるかもしれませんが、プロジェクトの確度が高まらないと法人としての指定を受けても事業自身が動かないことから、その確度を高めるとともに、廃棄物処理センター指定の準備をしていくという動きになっています。センター指定を受けているのは8県ですが、それぞれの地域でだんだん形ができてきて熟度の高まりはあると、私自身は思っています。

中村 産業界は財団設立の際に10億円を拠出しました。その後さらに95年に10億円を追加拠出し、産業界の拠出は20億円になっています。

確かに政府は財団設立の準備段階で最初からきわめて大きな基金を持った財団という構想を進めていたと聞いていますが、産業界としては小さく産んで大きく育てるということで、財団

の活動内容を見ながら必要な協力をしていくという方針を採ってきました。結果的にセンター構想もなかなか進展しないということもあり、財団は当初の構想と違う状況の下で活動を開始し、一定の成果をあげ、今日に至っていると見ています。

財団は、即ち、民間の優良な処理業者に対する債務保証を活動の中心に据えている。そして永田先生からご紹介があったように、起業化に対して助成する。さらにはPCBの処理に関する調査、研究等、ほかに例を見ないような事業を地道に続けてこられたと思います。その意味で、財団のこれまでの努力は産業界としても高く評価したいと思っています。

もう一つ視点を変えると、産業廃棄物の内訳を見ると下水汚泥、農業、建設の中でも大工さんに関わるような部分を除くと、純粹に産業界が関わっているのは半分ぐらいかと思っています。その意味で産業界としては基金拠出の面で精一杯の努力をしてきたのではないかと考えています。

塚本 今基金は60億円程度ですね。15倍まで保証できるのですか。

牧野 国から出た10億円は交付金のようになっていますから、債務保証についてはそれを除いたものの8割の15倍で675億円。今保証の実行額が130億円程度です。



中村 典夫

(社) 経済団体連合会 産業本部 地球環境・エネルギーグループ長

塚本 するといまのファンドでもそうとう枠があるのですね。それほどお金を集めなければならないような状況にはなっていないのではないですか。

牧野 1件当たりの制約があります。三セクに対しては国から出た10億は保証基金に組み込めますから1件あたりの限度額は、20億円ぐらいです。ところが、現在神奈川県や愛媛県が計画しているものは、おおよそ50億円から70億円という大きい保証をしなければならないという状況です。現在の限度額を越す場合には厚生大臣の承認を得なければいけません。承認を得るにしても債務保証基金をオーバーすることになります。これは財団の考え方ですが、債務保証基金をオーバーしてまで大臣承認というのはあり得ないのではないかと思います。

このようなことから打診があった時に、財団として一番困るのは、はっきりした態度を示せないで、財団の保証を受けずに計画が進んでいってしまう恐れがあることです。

塚本 今年の評議員会の資料では、今年の予定は160億円という数字です。すると750億円からはずいぶん余裕があるのではないですか。

太田 ありますが、1件あたりが15億円ぐらいの限度額しか出ませんから、件数をもっと増やさなければいけない。件数を増やしたら、廃棄物処理業者は経営の実態に相当格差があり、内容の不健全な業者もあるので心配が多い。

私が一番悩んでいることは、はじめに国10億円、地方自治体30億円、産業界80億円という話でした。なぜ120億円に決めたのか。話をもめて80億円が10億円になり、あとで20億円になったが、120億円に決めた根拠は一体何なのか。例えば特定施設ができた時に財団として一件当たり大体50億円ぐらい保証しなければいけないだろう。一つのもくろみがあって120億円を決められたのか。

財団が設立される1年ぐらい前までは景気がよ

かったから、経団連でも100億円ぐらい資金集めができた。私が平成2年に廃棄物部会長をやめた後にこの問題が起きています。そのようなもくろみがあって産業界80億円はと言われたのか。例えば当時だったら3%か3.5%ぐらいの金利がつくという計算で、これくらいだったら、この財団の運営はうまくいくと考えられたのか。それが不鮮明なんです。

もう一つは、いま中村さんも言われましたが、会社を作るときは資本金を小さくして、がんばって大きく育てるのは普通の会社の企業経営の原点です。しかしこの財団は保証するので小さく産んだら小さくしかできない。(笑)

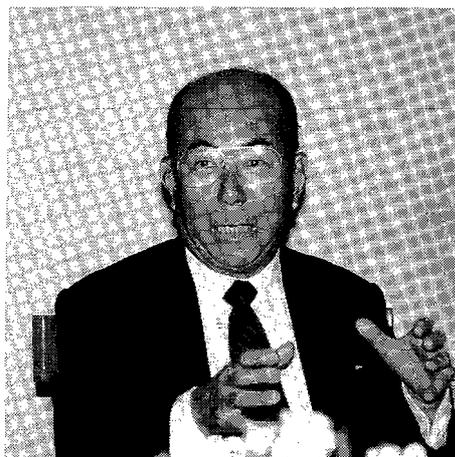
私が廃棄物部会長の後任に選んだのが北山さんだからしょうがないけれど、小さく産んで大きくするなどいい加減にしてほしいと北山さんに苦情を言ったことがあるのです。(笑) 財団の運営から見て小さかったら小さいままです。

この財団を作って保証して、廃棄物の処分場を日本の中にもっと造っていくべきである、産業界も支援しているというかたちが途中から産業界はちょっと逃げ、国と地方自治体は言った以上やらなければいけないということでお金が出た。今地方自治体と国の人にしたら、産業界は何を考えているのか、もう少しお金を出したらどうだ、と言いたいと思う。それが現実の問題点です。

一般にこの財団が施設整備の資金の債務保証しているということを知らない人は結構多い。申し込みの中で心配ないものを選んでいくと、現在138億円。これが限界である。申し込みは設立以来150件余り来ていて、これを全部認めていたらもっとなっていますが、危なくて、それでなくてもドキドキしています。

塚本 半分しかできないというのは、どのようなレギュレーションなのですか。

太田 それは業務方法書に決められています。



太田 文雄
(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長

トータルの金額の中で一般債務保証についてはそれが限度額です。

塚本 それを引き上げればいい。

仁井 私は金融界のことは分かりませんが、私が何億保証しますと言っても、それは保証人足り得ない。それと同じで元金のない財団が保証しますと言っても、それが債務保証としてどれだけ有効性を持つかの話だと思います。

太田 うちはいま出捐金はざっと60億円近くあります。1件あたり60億円を保証することができません。つぶれたらそれでもう終わりです。私は長いこと営業をやっていましたが、それだけ保証したら当然それに対して、不測の事態が起きた時に弁済していく積立金を持ってなければいけない。その積立がまだできていません。これはよけい厳しい。

お金を出している地方自治体から、私たちに何の寄与をしてくれているのかということと言われた時に、やや忸怩たるものがあります。それが財団の置かれた現状です。財団が産業廃棄物の処理について、少しでも寄与しているということを世間に少しずつ認められるような努力を財団はしていかなければいけない。今のところでは十分にでききれていないところにやや悩みがありますが、そうかと言ってどんどん保証するとつぶれるのもあるわけです。

もう一つは保証という仕事が金貸しと違うんです。保証というのはズボンの上をかいているようなものです。直接貸しているのではないから、何もできません。このまどろっこしさは予想以上です。結構うちはリサイクルの保証をしているが、心配です。リサイクル品が売れていない。ドキドキしています。建設業界も汚泥のリサイクル施設を作っているが、路盤材として使うことを建設省がOKしない。

塚本 私たちも建設省に、リサイクル材を優先的に使うような仕組みにしなければいけないのではないかと考えているんです。自治体も環境担当者と発注担当者の考え方が頭と尻尾で、東西を向いています。

太田 大阪ベントナイトは大阪市が使うようになって、使ったものをもって建設省に行ったら許可をするということになったらしく、それで頑張っています。これまで保証した19件の中には、リサイクルあり、中間処理あり、最終処分場ありとバラエティです。今の産業廃棄物のいろいろな面も大体出てきました。1年に1回経営内容を聞いていますし、できるだけフォローもやっているのですが、これまで五里霧中でやってきた中から、ようやく私たちの保証すべき方向付けがわかってきた。それが5年経った成果かと思っています。

藤本 基金が大きくあれば大きな仕事ができるということですが、産業界の代表として、塚本さんは基金づくりについてどう思われますか。

塚本 卵とニワトリのような話で信頼性のあるプロジェクトが本当にあるのかどうかというのが大きな問題です。冒頭に言いましたように、NIMBYでしょう。内陸では、紛争ばかり起こしている。そこで海面埋立つまり首都圏フェニックスの提言を再び行っているのですが、そのようなかたちでやっていかないことには解決できないのではないかと。理事長さんは東芝の名営業担当副社長ということで勇名を馳せておられた

ということを聞いていますが、保証などという受け身の仕事では非常にイライラが募るのではないかと思います。

太田 イライラを抑えて努力しています。私が思うのに、今の段階ではお金がたくさん必要だとは思いますが。ただ最低限、私の希望をしているのは、PPPの原則からいくと、産業廃棄物は出した人が排出者責任と言われている。私は昔、公共関与こそ命と言っていました。出捐金も今40億円が国と地方自治体が出しているなら、産業界も40億円と最低限半々にもってきて、それからどうするかということを考えていくべきではないかと思っています。したがって、あと20億円を一度ではなく、何年かかかって産業界から集めるような努力は、この財団がある限りしなければいけないのではないかと考えています。

また、保証だけでなく、3、4年経って金利が高くなってきた時に、わが財団がどのような役割をするかを考えて、保証と同時に処分業者をもっと育成、強化していく。産業界のためにいい業者を提供しますとか、何かを私たちがしていかなければならないのかと思っています。

塚本 事業団に変身すればいいのではないかと考えています。それこそ準三セクのようなかたちで、事業団と私たち産業界の大手ややる気のあるところを選び、事業を自から執行するほうがいいと思います。

太田 公益法人をどんどん削ろうとしているのに、事業団はむしろかたいと思いますが、仁井さんはどのように思われますか。

仁井 私は施設の問題については、作る段階の話と使う段階の話と両方あると思っています。作る段階は塚本常務がおっしゃられるように、全国で二百数十件も地域紛争があるということで、確かに大きな問題があります。それは一方では基準が明確でないとか、手続き的なところで今まで国としての制度が行き届かなかったところ

があり、一方でNIMBY的な反対の中で首長さんがにっちもさっちも動けないという問題があります。そのところについては、それなりに今回の法改正の中で手当てができてきていると思っています。

使う側は、例えば債務保証したところにおいてもお客さんが少ない。ここでの債務保証は永田先生も審査に加わっていただいています、やはりそれなりの技術水準をかけた、いわば設備投資したもの、それなりのコストがかかっているものです。どちらかと言うと安心できる処分先です。そのようなものをきっちり排出者側で活用していく必要があると思っています。いろいろな話を聞いてみますと、自分のところも一枚かんで設立したところでありながら、「そうは言ってもコストがね」という話もあります。

いいところには所要のコストを払っても使っていて、それを育てていく、処理業者というのはある意味で排出事業者の鏡の裏側で、発注側がそれなりのビヘイビアであればいいものが育っていく。産業界には施設を作る側への資金的なご協力をいただいています、それと共に日常排出事業者としての行動様式、発注態度を考えていただけるとずいぶん意欲のある人が伸びられる経営環境ができるのではないかと思います。率直に言わせていただくと、本社は変わったけれど、まだ現場まで浸透していないという話もよく聞きます。そのような状態になってくれば財団としても安心して保証できるようなプロジェクトも出てくると思います。

藤本 債務保証については、例えば第三セクターへの保証が必要なのかとか、もっと民間に力を入れたらどうか、あるいは事業として債務保証を主体にやっていって健全な財政が果たしてできるのかどうかなどの意見を聞いていますが、どうなのでしょう。

永田 ドイツの環境大臣がもっと静脈にはお金をかけるべきだといっています。経団連では、



永田 勝也
早稲田大学理工学部 教授

先に最終処分場の社会経済インフラとしての位置づけをはっきりさせなければならないという言い方をされてきました。その意味ではもっと、それなりの対応をしていただいてもいいのかと、話を聞きながら思っていました。

もう一つは通商産業省の産業構造審議会の中で委託処理のガイドラインを準備中です。そこでは基本的には自分の目で自分の廃棄物がどのように処理されているかということを確認、そうした排出者側の行動から優良事業者の育成策を図っていくという話になっています。直接的には債務保証を受けているところを重点的に選びなさいという話にはできないのかもしれないけれど、ある意味においては一つの評価が下されているような業者であると言えると思うんです。

もう一つ、債務保証をしている業者に対しては、例えばISO14000の取得などを財団として積極的に働きかけるなど、もう少し目に見える、あるいは公的に優良業者だと認定されるような方法を打ち出せる指導のようなものもあっていいと思います。

債務保証がどのような力を持つのかということとはよくわかりませんが、それなりにはその企業に対して影響力はあるのだらうと思いますので、そのようなことを考えていただけると、ま

た展開が変わってくるのかという気がしています。

太田 技術的にはレベルが上がってきて、非常によくなってきましたが、ただ経営的にどうかと言うと、リサイクルをして売れないというような静脈ビジネスとしてまだ確立しきれていないところに悩みがあると思います。大変難しい問題です。ですから、全国産業廃棄物連合会などで、これが産業廃棄物処理の優良業者である、ぜひ使ってくださいと言って、各工業会所属の企業にPRすることも大切なことです。

とにかく今の業者の中できちっとした人を支援してあげたいと考えています。そのあたりのつなぎをきちっとやっていくと、経済界もお金を出すだろう。私はお金を集めたいから、PCBの処理のいろいろなことをやりたいんです。そのような仕掛けを作っていかなければいけない。これがスタートです。うちの財団のこれからの仕事はどうあるべきかということを考える時に、そのようなことをやっていくことがいろいろな意味で評価されるのではないかと考えています。

中村 確かにいま産業廃棄物の問題をめぐっては非常に大きな変革の時期にあると思います。今回の廃棄物処理法の改正でも許可要件が厳しくなったり、処理業者自身も意欲のあるところは、自分たちはこれから伸びていきたいということで、例えば先ほど永田先生が言われたように、ISO14001の認証を取得したところも現にあります。政策も変わりつつあるし、処理業者もそのような形で変わりつつある。

さらに産業界について言えば、産業界としては廃棄物を出さない、出たものはリサイクルするというのに努めています。今年の6月に経団連で36業種の環境自主行動計画をまとめ、その中では鉄鋼やビールなどはリサイクル率を99%にするなど、非常に意欲的な数字を掲げています。

そうは言っても、どうしても廃棄物が出てきます。産業界としても、一つは優良な処理業者

が育ってくれることが非常に望ましいと思っています。そのための一つの課題としてコスト、処理料金の問題があるということもよく理解しております。去年の12月に経団連と全国産業廃棄物連合会が初めて意見交換の場を持ったのですが、その場でも産業界側としても適正な処理にはコストがかかるということもきちんと認識していこうという結論になった次第です。

それに関連して、こちらの財団の債務保証が一つの判断材料として非常に役立っていくのではないかと考えています。

仁井 特定施設整備法で優良プロジェクトを特定施設として認定することにはしていますが、今年の春にまったく純粹に民間のものを特定施設として初めて厚生省から認定をしました。県もコミットして、県の産廃処理計画にも位置づけがされている。たまたまそこには、用地についても県がアレンジしたところを使うというかたちで、直接経営参加ではありませんが公共が、関与をしています。そういうのも一つの芽として大事にしていけないといけないと思っています。

そのようなものを私どもも認定した以上は、モラルサポートといったことは必要でしょうし、業は使っていく中で育っていくものですから、それを使う側として育てることできちんとした産業になっていくのだらうと思っています。これは注目していい話なのではないかと思っています。

牧野 次に今後、財団に対して皆さんはどのようなことを期待されるかということについてお聞きしたいと思います。

藤本 私がお話をお聞きした中には、技術の開発のような事業や情報公開の役割、あるいは厚生省に政策を提言するようなアンテナショップ的な役割をやったらどうかという声もありました。また、例えばPCB処理などで民間の企業をリードしていくような方向づけ、そのための場づくりを期待するという声もありました。不法投棄の現状回復基金のような事業をやってほ

しいという意見もありました。

仁井 PCBの話はおそらく二つあるのだろうと思います。私自身はこれから先の話は別として、今まで財団が独自の業務としてPCBが長期保管状態になっているところについてなんとかしなければいけないという問題意識から、いろいろと情報を集められ整理され、あるいは私どもに委託調査の報告書という形で提言をされたり、あるいは国際セミナーを開催し、世界的な知見を集約していくということをやってきた。そのようなものも受けて、いま、新たな技術を踏まえたPCBの処理の枠組みはどのようにあるべきかという議論を審議会の場でしています。そのようなことを卵の段階からずっと抱えてやってこられたことについては高く評価しているところです。

施設整備の役割としての債務保証は、これから必要なものなのだろうと思っています。各県からも出捐いただいていることもあり、財団の機能なり何なりをきちんと知っていただくのが大事なことなのだろう。それによって、優良なものがドッと押し寄せ、保証する必要があるのに資金的な枠組みができていなければ、基盤を強化していただきたいということも関係者にご理解いただけるようになると思います。そのことにより、財団自身が大きな柱になっていけるのではないかと期待しています。

中村 処分場建設が非常に厳しい中で、これまで債務保証を通じて処分場の建設を手助けしてこられたという活動は、今後も引続きぜひ強化していただきたいと思っています。

PCB処理の調査も画期的なことだったと考えています。ヨーロッパやアメリカ・カナダではどんどん処理がされていますが、日本国内では感覚的な反対のようなものがあり、全く進んでいなかったところに科学的なきちんとした情報を集められたことは非常に素晴らしいことだと



塚本 恵朗
(社)日本建設業団体連合会 常務理事

思っています。

さらに今回の法改正を受け、不法投棄原状回復基金が設置されますが、その運営の面でも財団が関わっていかれることになるのだろうと思います。これを適正に運営していくのは非常に労力を要することだと思いますが、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

経団連も協力して、財団が2年前にヨーロッパに産業廃棄物処理の調査団を出しましたが、その成果として、ヨーロッパでは廃棄物が有害かどうかという点に重点を置いて処理をしているということが明らかになりました。この点は経団連も厚生省に制度の見直しをお願いしていますが、財団にはPCBもそうですし、廃棄物処理に関わる制度の問題についても、ぜひ先取りをして問題点の啓発をしていただければと思います。

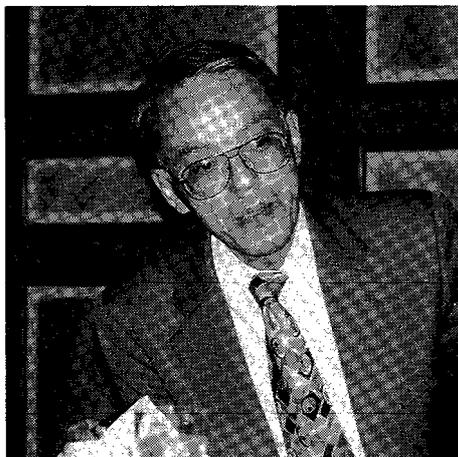
塚本 先ほど申し上げたように、200件持ち込まれてそれを却下したとか、現在手がけた19件についてもハラハラしているという状況ですと、結局保証業務というかたちでの財団のファンクションは一定の限界があるのではないかと気がしてきました。財団から事業団に変身してもう少しモデル事業、パイロット事業的なものをやれるような方向づけも今後必要ではないかと思っています。その場合にスタッフの問題や事業

の組み立て、執行チームの問題があるでしょうから、パートナーとして商社なり、メーカー、ゼネコンなどと組んで、三セクに準じたかたちで事業主体を編成し取り組んでいくということをやられたらどうかという気がしています。

私ども建設業界も、再生処理や処分場を公的関与で建設するとともに、投棄料や使用料で投下資金を回収する仕組みを研究しようということで、ワーキンググループを発足させました。学者先生や建設業界と建設省が参加し、場合によってはBOT（ビルド・オペレーション・トランスファー）方式でやる方法も検討して貰っています。公の財政不足でお金がないという状況なので、ゼネコン側が自ら資金を投下して、公的なバックアップの下に事業を進めていく、そこまで腰を入れてやっていかなければならない時期にさしかかっていると考えています。

ですからそのような時に、事業団なり財団の信頼性を活用させてもらうという形で事業を組み立てていったらいいのではないかと考えています。

永田 日本は、いわゆる大企業と言える処理業者が育っていない。これは今までの制度の中では止むを得なかったかもしれませんが、もう少し大規模な業者を育てていかないと、よくシステムインテグレーターという言い方をされてい



藤本 正
環境新聞 編集部長

ますが、これから海外へ向かって、日本の技術をうまく活用したり、うまく運営できる人材、あるいは企業がなくなってしまって、今でも立ち遅れてしまっているのかもしれませんが、一つの市場を失っていくのではないかと思います。こうした点からは産業政策として積極的にそうした企業を育成していく姿勢があってもいいと考えている。

産業廃棄物がこれだけ問題なのに、私が聞いている範囲内では産業廃棄物という名前がつく財団は2つですが、それこそ産業界にとって非常に重要な問題だったら、研究所の1つぐらい持ってもいいのではないのでしょうか。まだまだこの問題に対して、私たちが研究者の数が少ないということもあります。日本全体でかけ声はものすごいのですが、本当の実態としてどのような取り組みをしているのかと言うと、ちょっとお寒い状態なのかと思っています。

牧野 今のご意見について、理事長はどう思われますか。

太田 財団は、国、地方自治体、産業界と三者から出捐金を出して頂いているのだから、お役に立つ仕事をしなければならないと思う。だからこれから産業廃棄物というのは、中村さんが言われたけれど、企業はごみを出すのを減らして行って、ごみゼロ工場を作るという話もありますが、結果的にごみは出てきます。産業廃棄物はどうしてもゼロにならないとしたら、それをどのような具合にやっていくのかというのは一つの大きな問題です。

そこで財団としては、債務保証が一つの与えられた仕事とするなら、廃棄物業者をこれから産業界が頼むに足るような業者にしていかなければいけないのではないかと考えています。業者を育ててPRして、産業界がもっと使えるような環境づくりをし、その中でいいところは債務保証をしていく。債務保証をしたところを育てていくということ、これからやっていくべき

ではないか。50億円の保証をすることも大事だけれど、小さいものを少しでも育て、それをPRしていくようなことが、派手ではないけれど大事な活動ではないか。

永田先生がやっているリサイクルでも、その中で私たちが何かお役に立つことはないのだろうか。

そのようなことを模索しながら、保証を一つのバックグラウンドにして、いろいろなことをもう少し前向きに取り組む。

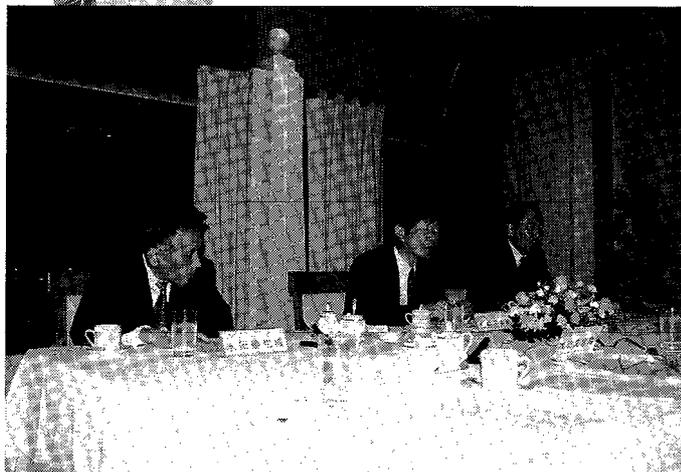
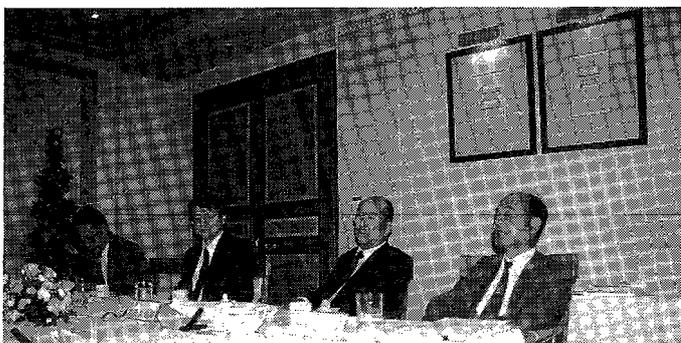
3年据置の10年ということで保証していますが、技術の人も短期間で代わり、銀行からくる人も2年ごとに代わっていき、一つの案件が終わるまでに6人ぐらい代わります。このあたりも変えていかなければいけない。そういうことも考えながら、債務保証をした業者が産業界に役立つようにする。

また、大いにわが財団をPRすることは、本来は難しい仕事で、これがきちっとできないと、財団の認識度合いが出てこないと思っている。

永田 財団の仕事は成功して当たり前で、失敗したらとんでもない話になってしまう。ですからなかなか難しい。私は豊島問題で技術検討会の委員長をおおせつかっていますが、当時の業者の収入は5億円ぐらいではなかったのか。それが今処理にいくらかかるかと言うと、150億円とか200億円と言われている。そうやって始めて優良業者の育成の大切さがわかる。こうした長期的視点、特に後世につけを回さないという未然防止の観点を含め、優良業者育成に対する財団の債務保証の価値を認めてもらう必要がある。

太田 財団は五年経っていますが、正味2年ぐらいです。ようやく全貌が分かったので、これから今言ったようなことを一つずつ進めていかなければいけないという感じがします。財団の役割が評価されるようにしていくのが大きな仕事ではないかと思っています。

牧野 どうもありがとうございました。



平成9年	平成8年	平成
<ul style="list-style-type: none"> 第7回(こみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会でガイドラインとりまとめ(1月)) 生活環境審議会に「廃棄物処理法改正について」を諮問(2月) 同上答申(2月) 閣議決定(3月) ゴミ処理ダイオキシン調査「一般廃棄物焼却施設1,150施設のダイオキシン排出濃度結果」公表(4月) ダイオキシン対策に係る「大気汚染防止法及び廃棄物処理法によるダイオキシン規制を実施する政省令の改正(8月) 施行(12月) 平成6年度「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」を公表(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 菅直人厚生大臣就任(1月) 第一回(こみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会(6月)) 廃棄物処理施設整備緊急措置法の改正(6月) 平成5年度「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」を公表(8月) 生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」をとりまとめ発表(9月) こみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会中間報告(10月) 小泉純一郎厚生大臣就任(11月) 第8次廃棄物処理施設整備計画閣議決定(12月) 	
<ul style="list-style-type: none"> 第二回債務保証実施企業交流会(中間処理、最終処分場企業6社・2月) 助成事業実施 (株)静岡資源(6月) アメリカ・カナダPCB処理事情調査 団長 財団理事長 太田文雄他14名(9月) 全国担当者会議(松山市 参加者105名 11月) 廃棄物処理センター整備基本調査 栃木、鳥根、熊本の3県 	<ul style="list-style-type: none"> (産廃処理振興センター)(7月) 全国担当者会議 新潟県(参加者90名・9月) 廃棄物処理センター整備基本調査 岐阜、三重、奈良、鳥取、沖縄の5県 講演会開催「有害化学物質(PCB)の処理」(ダイヤモンドホテル) 講師 京都大学名誉教授 平岡正勝 “ 京都大学助教授 酒井伸一 (参加者約240名・3月) 助成事業実施 日本廃タイヤリサイクル協同組合(3月) 韓国PCB処理事情調査 団長財団常務理事 片山徹他11名(7月) 全国担当者会議 神戸市(参加者115名・11月) 第一回債務保証実施企業交流会 (リサイクル関係4社・11月) 図書「日米欧の産業廃棄物処理」出版 財団 企画・編集、(株)ぎょうせい発行(12月) PCB国際セミナー開催 主催 当財団、 (財)日本環境衛生センター、(社)産業環境管理協会 会場 東商ホール 参加者 約350名(12月) 廃棄物処理センター整備基本調査 和歌山、岡山、徳島、福岡の4県 	<ul style="list-style-type: none"> 産廃物処理展(於有明東京ビックサイト)(5月) 第7回国際廃棄物会議(横浜市)(10月)
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理展(於有明東京ビックサイト)(5月) 香川県豊島不法投棄問題技術検討委員会設置(5月) 岐阜県御嵩町最終処分場建設問題住民投票(6月) 		

産廃振興財団 年 譜

7年	平成6年	平成5年	平成4年	年代
<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法の成立(6月)施行(12月) ・「廃棄物処理法施行令等の改正」公布(7月)施行(8年1月) ・容器包装リサイクル推進本部設置(7月) ・森井忠良厚生大臣就任(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・井手正一厚生大臣就任(6月) ・「廃棄物の処理法施行令」を公布(9月) ・生活環境審議会が「廃棄物減量化・再利用の推進等について」報告(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大内啓伍厚生大臣就任(8月) ・環境基本法制定(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物の処理にかかわる特定施設の整備の促進に関する法律」(産廃処理特定施設整備法)成立(5月)施行(9月) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)及び「廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備に関する政令公布(6月) ・ごみ減量化推進国民会議の設置及び第一回ごみ減量化推進全国大会(9月) 	行政の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・財団設立準備室の設置(8月) ・設立発起人会の開催(11月) ・財団設立許可(12月3日) ・財団事務所の開設(12月) ・東京都中央区新川1-2-10 ・第一回理事会の開催(12月) ・「産廃処理特定施設整備法」の規定による産業廃棄物処理事業振興財団として指定(12月24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成実施第1号 ・(株)RDエンジニアリング(3月) ・「特定施設及び廃棄物処理センター」の整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議(全国担当者会議)岩手県(参加者82名・9月) ・廃棄物処理センター整備基本調査 ・福島、山形、埼玉、兵庫、宮崎の5県 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市リサイクル団地視察(2月) ・岩手県グリーン岩手事業団施設視察 ・講演会開催「これからの産業廃棄物処理」(ダイヤモンドホテル)講師京都大学助教植田和弘 ・参加者270名(6月) ・「産廃振興財団ニュース」第一号の発行(11月) ・「逐条解説産業廃棄物処理特定施設整備法」説明会の開催(ダイヤモンドホテル)参加者223名(11月) ・廃棄物処理センター整備基本調査 ・群馬、山梨、滋賀、香川、長崎の5県 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州産業廃棄物処理事情調査 ・団長 経団連廃棄物部長西室泰三他14名(5月) ・財団事務所引越(7月) ・東京都中央区日本橋堀留町 ・財団の業務説明会 ・(財)日本環境衛生工業会 参加会員22社 	財団の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災(1月) ・廃棄物処理展(晴海・国際見本市会場)(5月) ・兵庫県廃棄物処理センター指定(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県廃棄物処理センター指定(3月) ・廃棄物処理展(晴海・国際見本市会場)(5月) ・新潟県廃棄物処理センター指定(6月) ・高知県廃棄物処理センター指定(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県廃棄物処理センター指定(1月) ・大分県廃棄物処理センター指定(3月) ・廃棄物処理展(晴海・国際貿易センター)(5月) ・長野県廃棄物処理センター指定(7月) ・大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地(安定型廃棄物搬入施設)受入開始(10月) ・愛媛県廃棄物処理センター指定(11月) ・ロンドン条約締約国協議会議 ・海洋投棄処分禁止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約発効(5月) ・地球サミットリオ宣言採択(6月) ・国際条約発効に伴う「特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律施行」成立(12月) 	社会の動き・業界の動き

債務保証・助成事業の紹介

債務保証先19社、助成事業先3社について寄稿をお願いし掲載しました。なお順番は、決定時期の早い順番となっています。

債務保証先

- (1) 債務保証対象プロジェクトの概要
- (2) 将来に向けての抱負
- (3) 5周年を迎える当財団へのコメント

助成事業先

- (1) 会社の概要
- (2) 助成事業の内容
- (3) 助成事業の効果
- (4) 助成事業に関連した現在の社会状況
- (5) 助成事業に関連した将来に向けての抱負
- (6) 5周年を迎える当財団へのコメント

債務保証事業

クリーン&快適
環境を創る

(株) 富士クリーン

- (1) 債務保証対象プロジェクトの概要

①設置場所

香川県綾歌郡綾上町
西分字山ノ上

②施設の特徴

(株)富士クリーン産業廃棄物中間処理施設は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木屑、紙屑、動植物性残渣、感染性廃棄物等を焼却処理する施設で、多様な廃棄物に対応すると共に、公害防止のためのバグフィルターを設置しております。



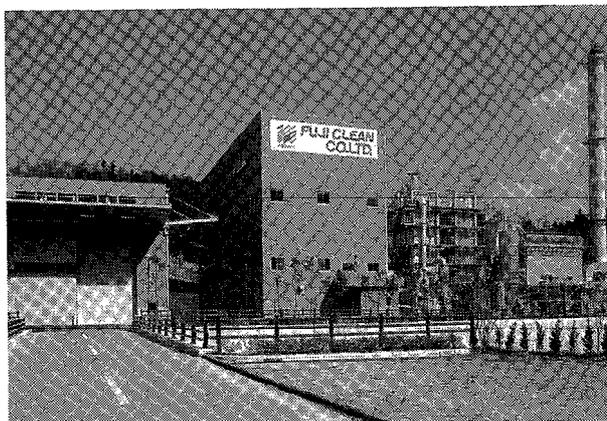
馬場一雄会長

③施設の処理能力

汚泥40t、雑介物50t、廃油40t 廃液50t
の合計1日当たり180tの焼却処理能力を持
ております。

(2) 将来に向けての抱負（事業計画等）

当社は産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を確実かつ適正に行うにあたり、このたびの中間処理施設完成は改正法の諸規制をクリアした上で、幅広く廃棄物を処理できることとなりました。そして更に、業容の充実・拡大を進める為、次期管理型最終処分場の設置を計画いたしております。施設の規模は埋立地面積



富士クリーンの処理施設全景

約15万㎡、埋立容量 約200万㎡であります。

(3) 5周年を迎える財団へのコメント

日本経済が持続的発展を成す為には「物の生産」と等しく「産業廃棄物の処理」をいかに適切に行うかが今後の命題であります。

その処理事業を円滑かつ確実に進める為に、貴財団の果たす役割は非常に重要であり、それは設立5年にして数多くの実績が物語っているとおりであります。

特に弊社中間処理施設は貴財団の債務保証なくしてはできえなかったと言っても過言ではありません。現在当施設は香川県の産業廃棄物を適正に処理できる最新の施設として、多くの方々のご見学をいただき、廃棄物処理に対するご理解、又処理業界のレベルアップにもお役に立てていると自負しております。最後になりましたが、貴財団が設立目的であります「産業廃棄物の適正な処理の確保」にあたって、更に重要な地位を占られ、我々処理業界のみならず、広く日本の産業発展の為にご尽力、ご活躍されますよう心よりお祈り申し上げます。

人と自然の共存 共栄に取り組む

(株) ヤマゼン

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

①設置場所（住所）

三重県上野市治田字
の木2441-1
株式会社ヤマゼン上野
最終処分場



奥田耕一郎社長

②施設の特徴（扱い品目等）

管理型処分場：（産業廃棄物）汚でい、木く

ず、紙くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、繊維くず、燃えがら、廃プラスチック類、動植物性残さ、鉱さい、ダスト類、施行令第2条第9号に規定するコンクリート破片等、令第13号（特別管理産業廃棄物）廃石綿等（一般廃棄物）燃えがら、不燃物

③施設の処理能力管理型最終処分場

イ. 総埋立容量：90万立方メートル

ロ. 残存量：54万立方メートル

(2) 将来に向けての抱負（事業計画等）

①当社では、リサイクルを通じて地域社会への貢献を目指した、リサイクルパークの建設を計画しております。

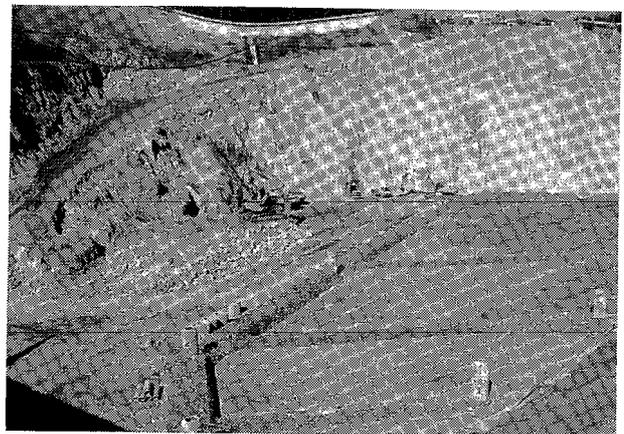
ここにおいて、廃棄物を利用した発電をはじめとして、固形燃料化施設、ペットボトル再生化施設等、種々のリサイクル施設を併設した総合リサイクル事業を行うことを目指しております。

②残容量が不足している中で当社は、管理型の大型処分場の建設を、関東圏および関西圏で推進中であります。

(3) 5周年を迎える当財団へのコメント

現在、わが国における廃棄物処理の最大の課題は、ダイオキシン問題と最終処分場の立地難であります。

この対策として、施設の大型化および高度化



岩盤を削って完成した埋立処分場

が不可欠であります。

①そのため、資金面での保証最高限度枠の拡大を期待します。

(40~50億円は必要であると考えております)

②また、節度ある基盤のしっかりした会社に対しては、それ以上の特別枠を設けることを期待します。

明野クリーンセンター

(財) 山梨県環境整備事業団

(1) 明野クリーンセンター
(仮称) の概要

①山梨県北巨摩郡明野村
浅尾地区

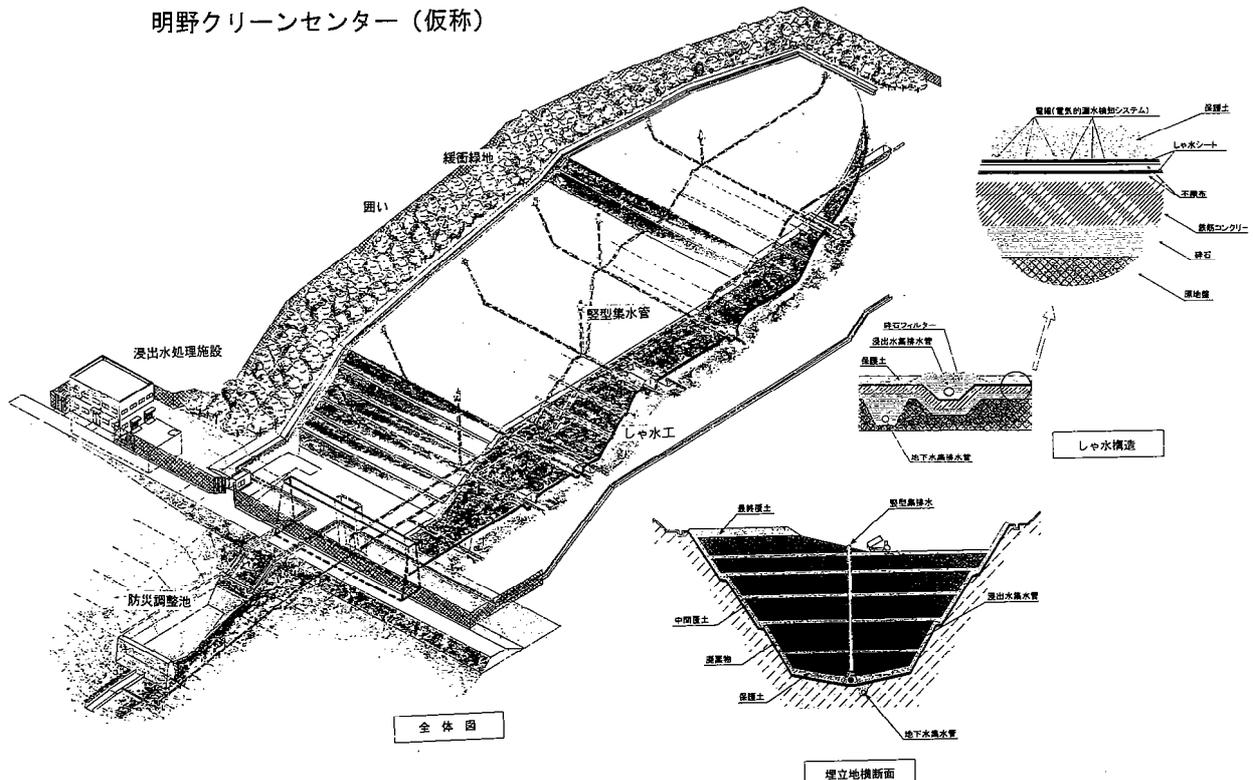
②管理型最終処分場

・廃プラスチック類



天野建理事長

明野クリーンセンター (仮称)



- ・ゴムくず
- ・建設廃材
- ・燃えがら
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・鉋さい
- ・金属くず
- ・ガラス、陶磁器くず
- ・汚泥
- ・木くず
- ・動植物性残さ
- ・一般廃棄物焼却灰等

③総埋立容量 52万立方メートル

(2) 事業計画

県内5地区に公共関与による最終処分場を順次整備する計画の中で、最初の建設予定地として明野村浅尾地区が決定されました。現在、処分場建設について地元の皆様のご理解を得るため、鋭意努力を行っているところであります。

今後、残る4地区について概況調査を行い、候補地の選定を進めて参ります。

(3) 貴財団が平成4年12月に設立されて以来、各種の事業を通じ、我が国の産業廃棄物の処理施設の整備促進に多大な貢献をされてこられましたことに対し敬意を表意する次第であります。

最近、テレビや新聞等で毎日のように一般廃

棄物や産業廃棄物の焼却に伴うダイオキシン、廃棄物の不法投棄問題などの報道が行われており、国民の環境問題に対する関心は非常に高まっているところでもあります。

今後とも、産業廃棄物を取り巻く環境は、厳しい状況に置かれることが予想される中で、貴財団の役割は益々重要となり期待されております。

創立5周年を迎え、貴財団の一層のご発展を心から願っております。

ガラスを 人工超軽量骨材へ再生

(株) サンライト

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

- ・茨城県稲敷郡新利根町
伊佐津字富士台7-2
- ・カレットの再資源化
(超軽量骨材化)

- ・カレット処理 年間1万トン
- ・超軽量骨材製造 年間3.6万立方メートル

(2) 将来に向けての抱負

当社は製びん原料になりにくいカレットを原料として、人工超軽量骨材に再生するという世界でも初めての試みとして、酒類・飲料メーカー、空きびん回収・処理業者、セメント・建材メーカーが出資設立したベンチャー企業であります。

平成6年10月の操業開始以来、製品(人工超軽量骨材=商品名「Gライト」)の需要開拓に懸命な努力を続けていますが、新素材であるため建材メーカーの商品化には相当な時日を要するものであること、未曾有の建築業界の不振等により、残念ながら操業度はまだまだ満足出来な

い状況にあります。

しかし、「Gライト」が在来の人工軽量骨材に比べ優れた新素材であることは、例えば

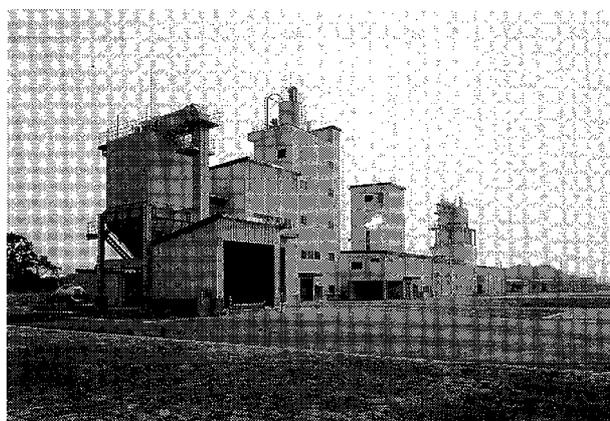
- ① 公的機関によるアルカリシリカ骨材反応試験(モルタルバー法)における「無害」判定
- ② 1996年、1997年の建築学会におけるGライトの利用に関する研究発表などにより業界に広く認知されつつあり、全体需要不振のなかにあっても、Gライトの素材としての評価とエコマーク取得の有利性から、大手ゼネコンをはじめ建材メーカーの商品開発意欲は旺盛で、商品化も着実にすすんでいます。その結果、最近とみに引き合いも増え今までの努力が実を結びつつあることを実感していますので、来年にはフル稼働も期待できそうです。

(3) 財団に対するコメント

設立5周年を迎えられまことにおめでとうございます。多くのプロジェクトを支援され、いま最も必要な廃棄物問題に成果をあげておられる貴財団に敬意を表しますとともに、当社の希望を申し上げれば、当社のように商品開発の伴うベンチャー事業に対しては、どうか長い目で見守って欲しいと思います。



秋田勝彦社長



サンライト成田工場の全景

廃酸・廃アルカリの 高度処理プラント

日本ケミテック（株）

このたび財団発足5周年にあたり、心よりご祝辞を申し上げます。

日頃は格別のご支援を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。



山崎義行社長

廃棄物の海洋投棄禁止の措置を目前にした平成7年11月末、当社の社運を賭けた廃酸・廃アルカリの陸上処理対応、高度処理プラントが無事竣工したあの日の感激は強烈で忘れ難いものです。

あの時から早くも2年が経過しますが、このプロジェクトの実現にあたり産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備事業として貴財団の債務保証をいただきましたことを常に誇りとしている次第であります。

私どもは埼玉県川口市において廃酸・廃アルカリ・汚泥の中間処理業を営んでおります。従前、中間処理後の脱水濾液は海洋投入処分しておりました。これは当時の処理技術レベルや市場環境を考慮するとやむを得ない処分方法であった訳です。しかしながら地球規模での環境問題に対する関心の度合いから、この海洋投棄がいずれは禁止になるであろうことは容易に予測される状況でありました。

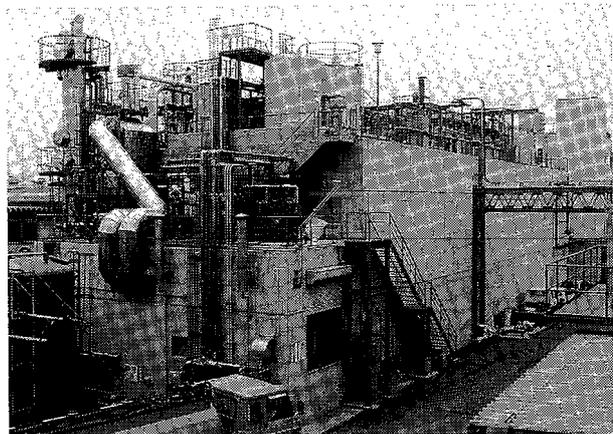
果して平成2年（1990年）に開催されたロンドン条約第13回締約国会議において「産業廃棄物の海洋投棄を遅くとも'95年12月31日までに止める。」との禁止決議が採択され、業界全体が大きな転換を迫られることとなりました。

当社としましても、そのことをあらかじめ察知しいろいろな対策を講じてはいたものの、現実期限を切られてみると時間的猶予も少なく当惑したものです。

5年先のクリアを目指し、総力をあげて処理技術開発をすすめた結果、従来困難であるとされていた生物処理プロセスによる高濃度・高負荷廃液の処理技術が確立され、処理能力300㎡/日、排水の窒素、リン規制に対応した高度処理プラントの完成を見るにいたりました。その後全くトラブルもなく現在まで順調に稼働しております。今後は、廃液の高度処理に止まらず、難処理廃棄物の処理や再資源化事業分野にも拡大していく計画です。

来る21世紀を前に、人類は開発の持続可能性を求めて資源循環型社会の構築を目指しています。こうした背景の中で、財団の役割の重要性はこれからもますます高まるものと考えます。

今後の一層のご発展を心より祈念申し上げます。



工場廃液の総合処理施設の全景

総合リサイクル型 廃棄物処理プラント

ジェムカ (株)

(1) 山口MCAセンター概要

①設置場所

山口県阿武郡福栄村大字
福井上2773番1

②施設の特徴

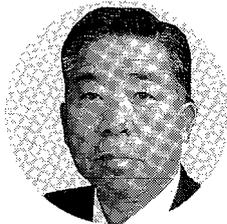
廃棄物の処理とリサイクル機能を兼ね備えた総合的なシステムで、更に地域環境に配慮した汚水、排煙、悪臭などを施設外に放出しない完全クロード方式の施設となっている。

扱い品目としては、廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、繊維くず、紙くず、廃油、特管廃油、感染性廃棄物、有機性汚泥、動植物性残渣、一般廃棄物（プラスチック類等の可燃ゴミ、し尿汚泥、集落排水汚泥、厨芥等）

③施設の処理能力は（1日当り）固形可燃物21t、液体可燃物7t、有機性汚泥100t動物性残渣15t、植物性残渣と厨芥及び魚腸骨35t。

(2) 将来に向けての抱負

廃棄物の再資源化をテーマに環境保全型で循環型社会に適応すべく施設として建設、操業を進めております。とかく廃棄物処理施設は、迷惑施設というイメージが強く各地で住民とのトラブルが絶えないところですが、真の適正処理を追求しモデル的施設として環境整備事業の完成を目指し、努力致しております。又、今後は特に処理委託の要望が多い処理困難物である廃プラスチック類について受入拡大計画を検討して行きたいと考えております。



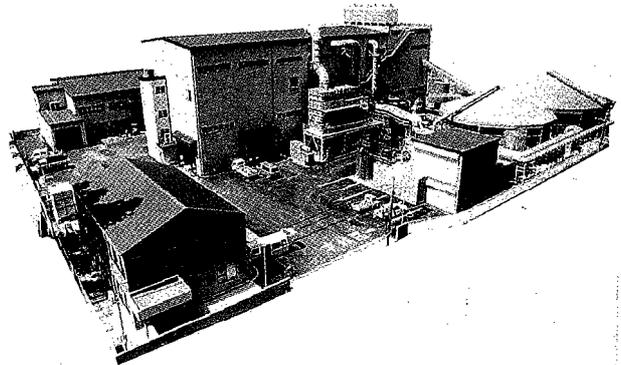
松村勇社長

(3) 設立5周年の貴財団へ

設立5周年誠にありがとうございます。

弊社も本格操業に向けてスタートしてほぼ1年半が経過しました。まだまだ満足のいく操業状態には至りませんが、徐々に当施設への信頼と理解を得、上昇傾向にあります。これもひとえに貴財団の絶大なるご理解とご支援のたまものと感謝致す次第であります。

今後、早期事業の完成を目指すと共に新しい処理技術の開発にも努力致す所存であります。今後共よろしくご指導、ご支援の程をお願い致しますとともに貴財団の益々のご発展をお祈り申しあげます。



リサイクル型廃棄物処理施設全景

産廃堆肥化施設 と特殊肥料製造

(株) 小海コンポース

(1) 債務保証プロジェクトの概要

①設置場所

長野県南佐久郡小海町

②施設の特徴

特殊肥料製造（こうみ有機 第194号）
産業廃棄物中間処理業（堆肥化施設）
（品目：汚泥・動植物残渣・家畜の糞尿）

③施設の処理能力

62.4 m³/日 (50 トン/日)

(2) 将来に向けての抱負

当社は設立五年目で稼働二年目に入りました。

堆肥の販売は年二期で、十月～十二月初旬と、四月～六月初旬の概ね五ヶ月間に一年間の製品を販売致します。本年十月初旬から中旬にかけて、約千トン販売致しましたので、今期の販売高を五千トンと見込んでおります。

昨年末に一部使用していただいた農家では、今年の天候不順にもめげず非常に良好な成績を修められ、高い評価を受けております。

また小海町では、基幹産業の充実を図るために当社の堆肥販売に補助金を付けて、八ヶ岳高原野菜をグレードアップし、有機野菜とその栽培をアピールしております。

今後の当社の目標は、

- 1 さらに良質な堆肥の製造
- 2 単価の低減
- 3 二万トン規模の製造施設の充実
- 4 一万トン規模のストックヤード
- 5 原料水分の調整施設の充実

を検討致しております。

(3) 財団への要望

年々産業廃棄物行政の変化に伴い、事業の重大性と困難性を非常に深刻に感じております。

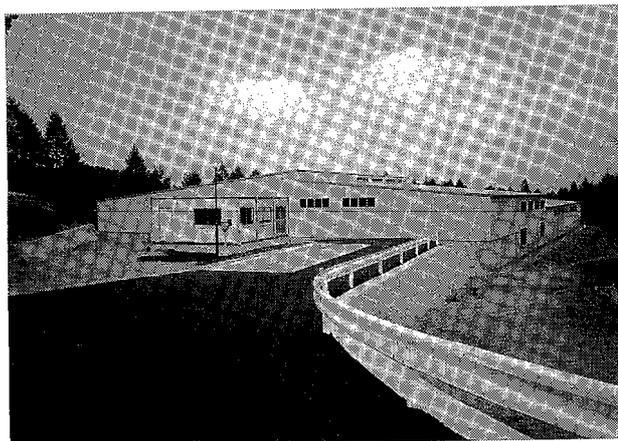
私共が現在も感じておりますことは、重要性が大いに高い事業であっても、地域が受け入れないという事実です。「必要である事は判るが、出来るならばあって欲しくない。」この言葉には、飛び越える事の出来ないハードルを感じます。

地域と行政と実施者との間、相方の利害の一致を組めるシステム(アドバイス・システムズ)が、築けないものでしょうか。

廃棄物処理業関連では、学会や協会がありますが、研究や集会ではその対象とはなりにくい場合が多く、事業計画から資金計画迄のアドバイスを受ける事は非常に困難です。これらの一

貫した方向付けが必要であると同時に、将来の廃棄物行政をもリードする事となるかも知れないと信じております。

最後になりましたが、貴財団の弊社への格別の御支援と御協力感谢您申し上げますとともに、貴財団の益々の御発展と御活躍をお祈り申し上げます。



小海コンポースの工場全景

地球をきれいに

光アスコン (株)

当社は、道路舗装用のアスファルト合材を生産致しておりますが、十数年以前から廃アスファルト塊をリサイクルすることにより、産業廃棄物の再利用を計っております。



古田良典社長

この度、この業に加え貴財団の御協力を得て、隣接地に産業廃棄物の焼却炉を設置し、昨年度より操業致しております。

(1) 対象プロジェクトの概要

①場所：京都市伏見区横大路千両松町三三

②特徴：特別管理産業廃棄物を含む、産業廃棄物の焼却処理—医療系廃棄物と建設廃材（木くず）の混焼

③能力：2T/H—8時間運転で約20T/日

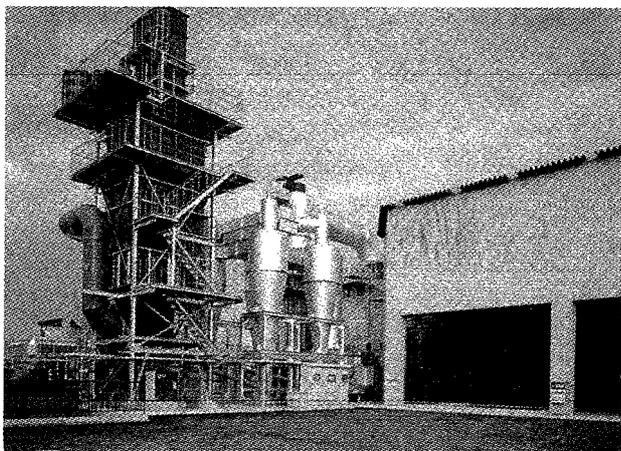
(2) 将来に向けての抱負

最近ダイオキシン問題が大きくクローズアップされ、本年十二月からは今迄以上に厳しい対応がせまられる中で、経営的にもより一層の充実を計り、地域社会に受け入れられ、貢献できるよう努力して行く所存であります。

(3) 財団へのコメント

5周年記念おめでとうございます。

廃棄物処理が大きな社会問題として認識され、貴財団の御活動も益々高く評価されるものと拝察致しております。今後とも、当業界の健全な育成に御盡力賜わりますよう祈念致しております。



光アスコンの工場と焼却施設

建設汚泥のリサイクル事業

大阪ベントナイト事業協同組合

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

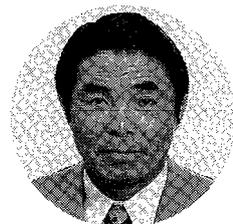
(1) 設置場所：

大阪市住之江区泉

2-1-92

(2) 施設の特徴

建設汚泥を水分調整等の前処理を行った後、固化剤を混合、真空脱水



濱野清理事長

しながら所定の大きさに圧縮成形し、養生後、所定の大きさに破碎することにより、保水性のある高強度のリサイクル石（ポリナイト）が製造できる。

(3) 施設の処理能力：250t/日

(8Hr/日稼働時)

(2) 将来に向けての抱負

全国で年間1,400万tを越える膨大な量の建設汚泥を廃棄物として処理・処分するには、海洋投棄が禁止されている現状では、最終処分場の容量からして無理があります。

かかる状況を踏まえ、弊組合では長年に渡り、リサイクル化に取り組んだ結果、技術的、採算的にリサイクル事業が可能と判断し、H8年3月、債務保証制度の適用を受け、ポリナイトの製造プラントを竣工させました。

並行して汚泥の発生元である行政並びにゼネコン等の協力を得ながら、積極的に汚泥のリサイクルシステムの完成に向け取り組んでおります。製品の評判も良く、路盤材用を中心に販売量の拡大を図っていく予定です。

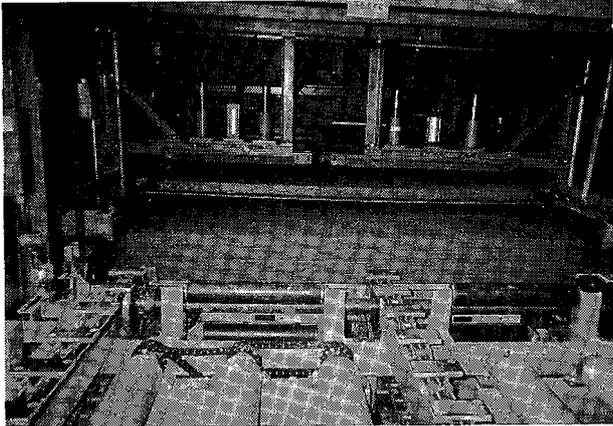
一方で、本リサイクルシステムへの関心は全国的にも非常に高く、本プラントでの成果のもとに、J/Vあるいは業務提携等を行うことにより、本システムの全国展開を図っていく方針です。

リサイクル化がうまく軌道に乗れば、処分量が大幅に削減され、最終処分場の延命に大いに貢献する。一方で、クラッシャーラン等の天然素材の一部代替が可能であり、自然破壊の防止にも貢献できると考えております。

(3) 財団へのコメント

設立5周年おめでとうございます。今後とも、

大所高所からのご指導、ご鞭撻、ご協力の程よろしくお願い致します。特に当面の課題でありますリサイクル品の利用推進に向け強力なご支援をお願いすると共に、財団の益々のご発展をお祈り申し上げます。



ポリナイト圧縮成形品

建設リサイクルに 取り組む20社会 ファインシステム(株)

(1) 埼玉県三芳町にある本工場は、建設省の策定した「リサイクルプラン21」にそった建設副産物の高リサイクルを目的としています。この施設での特徴はスト



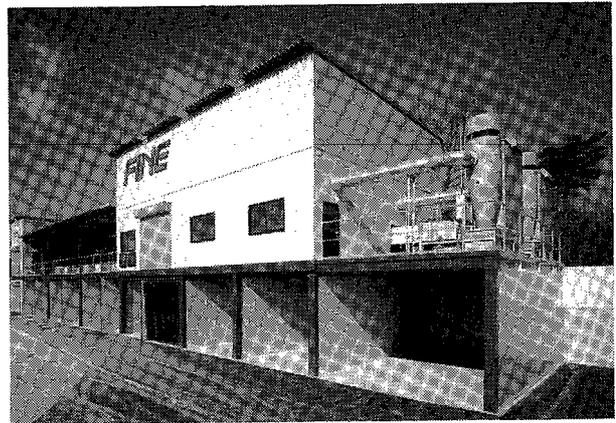
吉田博三社長

レートに構成されたシンプルで無駄のないラインと、高精度な選別機能を持つ総合処理プラントであることです。そして工場入荷量に対して最終11%にまで処理することにより最終処分場の負担を大幅に軽減することができます。また、局所集塵装置や防音壁などの高度な公害防止設備を採用し、周辺環境と作業環境の向上にも努めています。
(2) リソース、リユース、リサイクルの推進を

計り循環型社会への貢献を目ざしたい。

(3) 貴財団の果される役割は今後ますます重要且つ不可欠なものと考えます。

この業界の正しい発展の為にも官と民の強いパイプ役としてリーダーシップを取っていただき更なるお力添えをお願い申し上げますと共に五周年を迎えられました貴財団のますますの御活躍、御発展を心から御期待申し上げます。



再生工場プロジェクト促進20社の第1号プロジェクトとファインシステム(株)

廃棄物の減容化と リサイクルを

(株) アシスト

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

設置場所 山形県村山市富並字百森4889-1番地他14筆



青池康男社長

施設の特徴

取扱品目及び最終処分場の形式

燃えがら、汚泥等特別管理産業廃棄物であるものを除く13品目を処分する管理

型最終処分場であります。

施設の特徴

- 一 最終処分場の二次公害発生の主要因である浸出水対策と災害防止及び景観保持に対して細心の留意をはらったことが施設の特徴であると云えます。

施設の処理能力 総埋立容量 910,000 m³

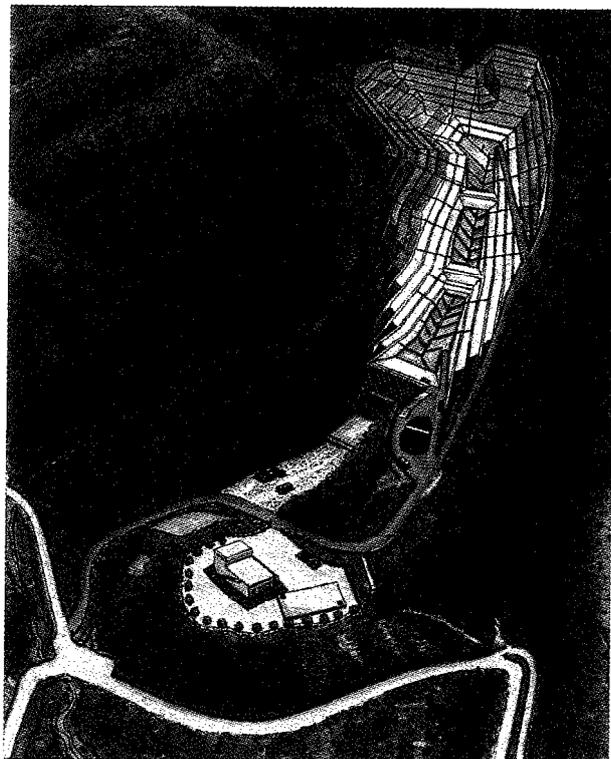
(2) 将来に向けての抱負

地球規模の環境問題が大きく取り上げられる昨今、国内においては廃棄物による環境への阻害が大きな社会問題となっています。

廃棄物問題の大きな特徴は、適正な処分場不足にあります。この事態に適切に対応するため、適正な処分場の確保に努めるとともに処分場機能の延命化と資源枯渇に対応すべく、廃棄物の減容化とリサイクルを目的とする中間処理事業を積極的に推進します。

(3) 産業廃棄物処理事業振興財団へのコメント

今般、現地法人 株式会社アシストが、山形県村山市地内において貴財団及び関係機関の御協力により、産業廃棄物最終処分場を設置する



村山西部廃棄物最終処分場

ことが可能となりました。

母体会社、北陸保全工業株式会社は、資本金僅か千五百万円の小規模企業であります。施工のはこびに至ったことは、ひと重に貴財団のご尽力の賜のと衷心から感謝申し上げます。

今後は充実した施設の完工に向け努力を傾注し、ご期待に添うべく業務推進につとめる所存です。変わらぬご支援を賜りたく懇願申し上げます。と同時に、貴財団の一層のご発展を祈念申し上げます。

無公害を実現した 産廃処理プラント

(株) ダイレックス

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

①設置場所

栃木県下都賀郡壬生町
大字壬生乙 3491 - 1
(16,000 m²)



早乙女大治社長

②施設の特徴

ダイオキシンの新規制値を完全にクリアした新型焼却炉2基及び廃油の再生プラント、廃酸、廃アルカリの中和装置、大型破碎機等、扱い処理品目は、廃油、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチック、汚泥、動植物性残渣、木くず、紙くず、ゴムくず、金属くず、燃えがら、繊維くず、感染性産業廃棄物の13品目。

③施設の処理能力 (1日当たり)

焼却	150t/日 (焼却対象13品目)
油水分離	240t/日 (廃油の再生プラント)
中和	50t/日 (廃酸、廃アルカリ)
破碎	50t/日 (廃プラ、木くず等粗)

大ゴミ)

(2) 将来に向けての抱負

完全クローズドシステムを目ざし、焼却灰等も造粒機の導入等で無害化、及び再利用に持っていく。工場廃液等はすでに工場内処理をしている。すべての廃棄物を将来的には、リサイクルにもっていきたい。技術的には可能だが、コストの面で課題が残っている。

(3) 財団へのコメント

資金面で力のない我々中小企業にとっては財団の債務保証は非常に力強い味方であり、設備面の高度化や環境負荷の速やかな軽減につながり、今後増々需要がのびるものと思われまます。さらなる保証額の増大に対応できる事をご期待申し上げます。



新型焼却炉を備えたダイレックス本社工場

廃ガラスの再生タイル
製造に取り組む

多治見工業 (株)

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

イ. クリスタルクレイ—CLB—製造工程
恵那工場・恵那市三郷町野井 2151 番地
入荷されたカレットから乾式タイルの製造

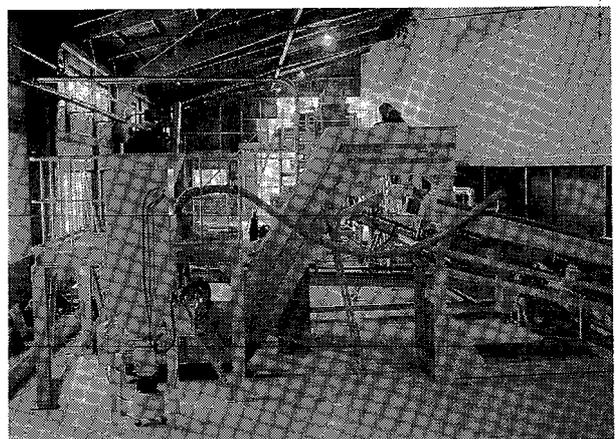
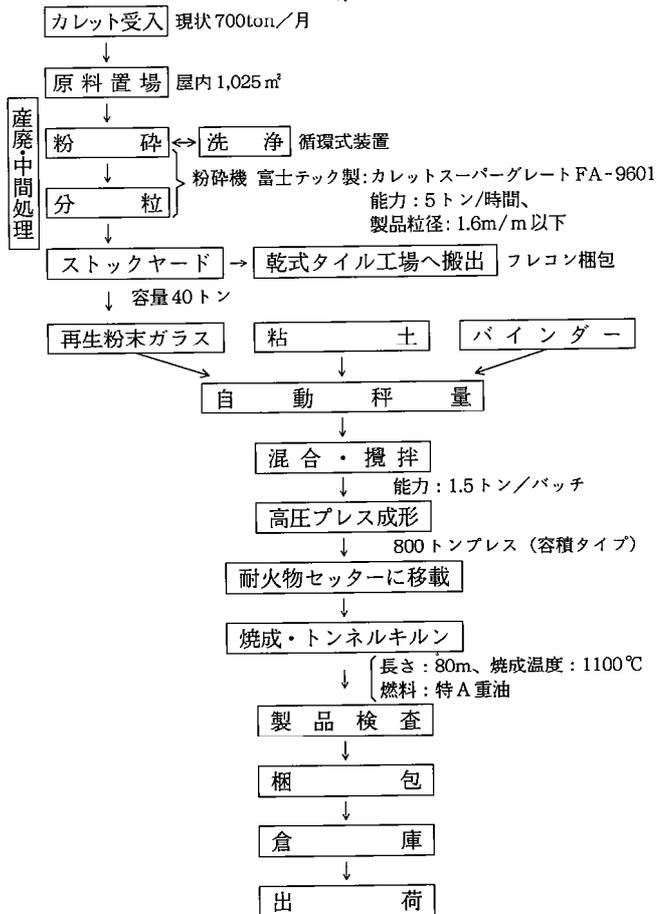
—ガラスの受け入れから製造までの一貫作業—



北山正和社長

CLB : クリスタルクレイ
インターロッキングブリック

サイズ : 197 × 97 × 60mm



廃ガラスを原料化する粉砕機

ロ. クリスタルクレイ—床用タイル—製造工程

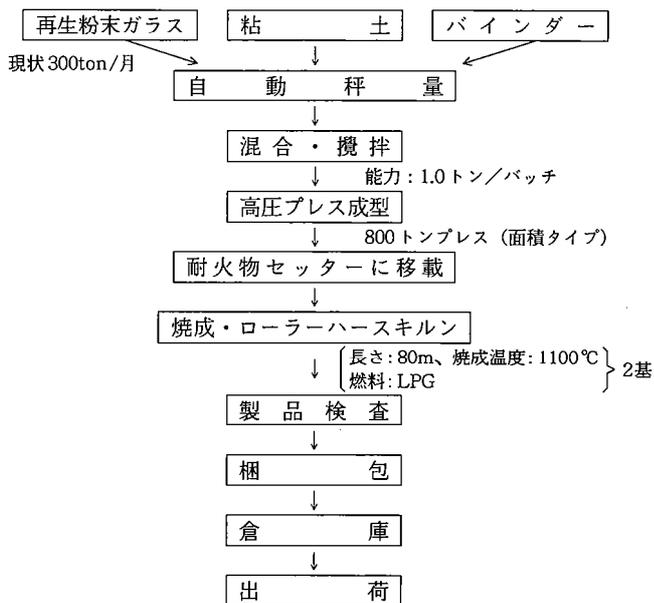
日吉工場・瑞浪市日吉町字茶屋ヶ根7573-7
入荷された粉末カレットから乾式タイルの
製造

床用タイルFTシリーズ

サイズ種類：100角（92×92×15）

150角（142×142×15）

300角（292×292×15）



多治見工業株式会社も貴財団の御配意を受け
廃硝子リサイクル事業に取り組んで三年有余、今
春の容器包装リサイクル法案も施行され、時代
の認識は高まりつつあるも、未だ業績に結びつ
いていないとは到底云い難く、積極的に公共事業
（自治体）へのこの事業の理解を得るべく運動中
であります。

願わくば政治の力において借入金の利子補給
（現状市中金利に比し極めて高額）固定資産税（当
該設備）の減免等の配意あって然るべしと考え
ます。御理解賜りたく御願ひ致します。

建設廃材

リサイクルセンター

(株)札幌リサイクル公社

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

（財）産業廃棄物処理事業振興財団が設立5周
年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上
げます。また、弊社施設建設の債務保証に関し
て、格別のご理解・ご尽力を賜り、本年4月に無
事操業開始することができましたことを厚くお
礼申し上げます。

このたび、「財団5周年の歩み」でご紹介させ
ていただく債務保証対象施設が建設された札幌
市リサイクル団地は、事業系廃棄物のうち特に
建設系廃棄物の適正処理の推進、札幌市の埋立
処分場の延命、リサイクル処理による資源保護
等を目的とした一群の中間処理施設を建設する
こととして、札幌市により平成6年度から3年を
かけて造成されたものであります。

リサイクル団地で計画されている処理施設等
のうち平成7年時点で事業計画が定まっていた
3事業者（民間企業2社・第3セクターである弊
社）の6処理施設、研究開発・共同利用施設及び
札幌市が整備した周辺整備施設については、平
成7年12月に「産業廃棄物の処理に係る特定施
設の整備の促進に関する法律」に基づく整備計
画の認定（特定債務対象施設）を受けて事業を
進め、平成9年4月には全ての施設が操業を開始
し、又周辺整備施設についても整備が完了して
おります。

このうち、産業廃棄物処理事業振興財団から
債務保証を受けた弊社施設（建設系混合廃棄物
の破碎選別施設、研究開発・共同利用施設）に
ついてご紹介させていただきます。

1 設置場所 札幌市東区中沼町45番19他
(札幌市リサイクル団地内)

2 施設の概要

1) 建設系混合廃棄物の破砕選別施設(施設名称:
建設系廃材リサイクルセンター)

①施設の特徴

建設系廃材リサイクルセンターでは、家屋の解体等に伴い発生する分別されていない廃棄物(木くず、建設廃材、廃プラスチック、金属、ガラス・陶磁器くず等の混合物)を破砕し、資源物・可燃物・不燃物に選別するものであります。

②施設の処理能力 1日当たり170トン

2) 研究開発・共同利用施設(施設名称:リサイクル資料館)

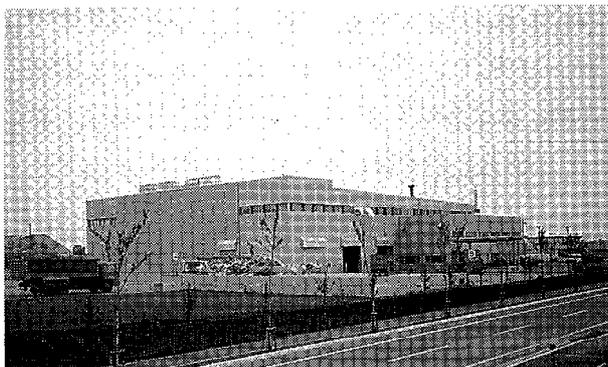
①施設の特徴

法第3条第2項に定める基本指針に基づき研究開発室、研修室、会議室、展示場を備えております。

(3) 将来に向けての抱負

弊社は、前述の事業運営のほかリサイクル団地の管理、参入企業への土地の貸付、事業用水の供給等を事業目的として設立された第3セクターですが、今後における健全経営を維持するためにも、よりきめ細かな選別処理を行い、処理コストの圧縮及びリサイクル率の向上を目指すものであります。

ひいては、弊社事業が将来に渡って札幌市の清掃行政の一翼を担って行くことを目標として



建設系廃材リサイクルセンター

おります。

(4) 財団設立5周年にむけて

近年、産業廃棄物の処理及び処理施設の建設を取りまく社会情勢は、非常に厳しくなってきました。

このような状況の中で施設建設及び運営に係る支援・助成、適正処理技術の開発・研究等に関して、産業廃棄物処理事業振興財団が果たす役割は非常に大きく、かつ、期待されるところでございます。

今後とも、産業廃棄物の処理施設の建設運営に関して、産業廃棄物処理振興財団のより一層のご支援をお願いするとともに、益々のご発展をご祈念申し上げます。

次世代のための価値創造

(株)ジャパンリサイクル

(1) プロジェクトの概要

①設置場所:

横浜市金沢区福浦

1-14-1

②施設の特徴:

廃タイヤの中間処理な

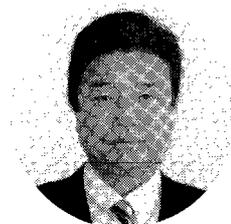
らびに冷凍破砕プラントによるリサイクルゴムの生産

③施設の処理能力:

処理能力 64トン/日(16時間)

(2) 将来に向けての抱負

—廃タイヤのリサイクルはサーマルリサイクルが主流を占めていますが、当社ではマテリアルリサイクルの比率を高めるため、安定供給・低価格という利点を生かし、新規需要の開拓を含めてリサイクルゴム粉の販売を推進して



高山清彦社長

います。

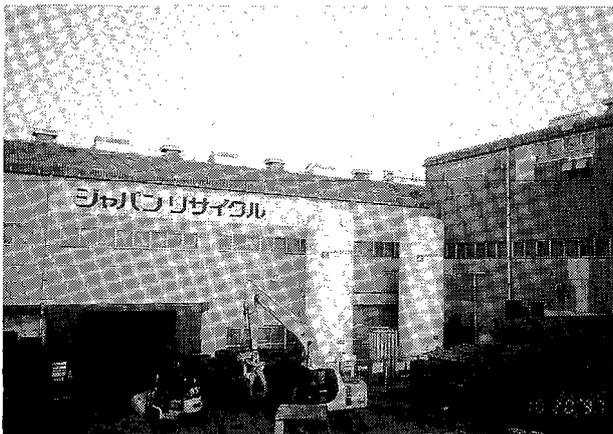
ー現在、ゴムブロックあるいは、路面材料といった汎用分野での販売を行っています。将来的には新タイヤ用の原料としてリサイクルゴムを使用してもらおうべく各タイヤメーカーに協力をお願いしています。

ー需要面で、ある程度の見通しがでてきた時点で、日本国内において第二・第三処理プラントの建設計画を進める事としており、既に数社から業務提携の話も持ち込まれています。一方廃タイヤ問題が深刻化している東南アジア各国からは、生産効率の高い冷凍破碎方式のプラントの引き合いが寄せられていることから、プラントの販売促進を行い業務の拡大を図りたいと考えています。

(3) 5周年を迎える財団へのコメント

今回の新規事業冷凍破碎プラント導入にあたり環境事業団からの資金借入に際して、債務保証いただいた事、深謝しています。

今後とも産廃関連の新規事業の支援よろしく申し上げます。



ジャパンリサイクルの本社工場

感染性産廃の焼却処理

(株) エムディティ

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

①設置場所

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字西平山 2422 番地

(株)エムディティ 久地工場

②施設の特徴 (扱い品目等)

特別管理産業廃棄物 (感染性産業廃棄物) の焼却施設による中間処理

③施設の処理能力

5 トン / 日 (16 時間)

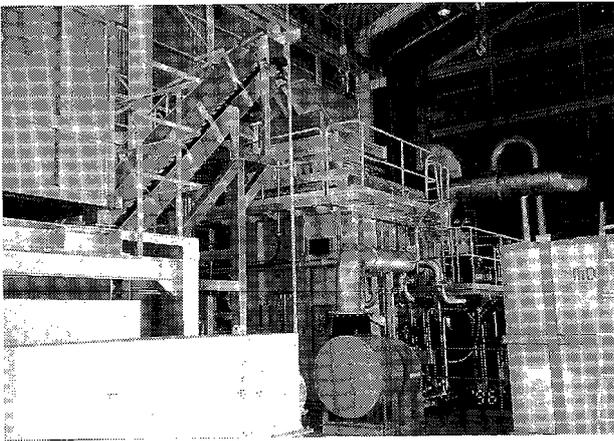
(2) 将来に向けての抱負

地球の環境破壊が叫ばれている今日、産業廃棄物処理について関係官庁の指導が日毎に強まってきています。本年8月25日に、政府はこれまで事実上野放しであった猛毒物質ダイオキシンの排出を規制することを決めました。発生抑制のため、大気汚染防止法の政令を改正し、廃棄物処理法の施行規則も改正します。特に廃棄物焼却場に対しては違反の罰則規定も盛り込んであります。このような状況の中で、廃棄物処理法施行令・施行規則を厳守した安全且つ完璧な処理を実施することが当然とされる時代が到来したことを痛感しております。今後は排出事業者の要望も、より厳密なものになってくるように思われますし、その要望を満足させるべき体制を廃棄物処理企業は整えるべきであると思えます。私共は、排出事業者にも責任の一翼を担って頂く処理体制作りを行って参りました。今後共、現システムの一層の強化をはかり、排出事業者と一体となって環境対策に取り組んで参り

たいと思っております。

(3) 財団へのコメント

大気汚染、水質汚濁等を含む環境問題について、マスコミが取り上げない日は皆無である昨今となっています。この問題は時を追うごとにより厳しく、より激しく論じられ、対策を迫られる方向に進んでいると思います。現に本年度8月26日の閣議で正式決定した大防法や廃掃法の改正により、ごみ焼却場だけを捕らえてみても、規制対象が約5000ヶ所から約12000ヶ所に広がっています。このような状況下において、御財団の存在は益々重要なものとなり、意義深



感染性医療廃棄物の焼却処理装置

いものになると思います。今後、関連情報の氾濫や法改正に基づく規制追加等が発生してくるものと予想されます。御財団におかれましては、次の5年間、21世紀の幕明けの時代に、その業務である特定施設の整備事業に対する債務保証、新技術の開発、起業化の為の助成、情報提供等に更なる尽力をされ、舵取り役を果たされることを強く希望致します。

産廃処分場の パイオニアをめざして (株) クリーンテック

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

①設置場所(住所)

福島県福島市飯坂町中野

②施設の特徴(扱い品目等)

施設は山形県との県



反後堯雄社長

境に接する吾妻山系の端に位置し、四方を高度差50mの山壁に囲まれた窪地にあります。そして自然への配慮から、四囲の眺望より隔絶されていますが、東北自動車道「飯坂IC」から約15分の距離にあります。

また、子供達の社会教育の場として学習ホール、見学コースも設置します。

扱い品目は焼却灰、汚泥、廃プラスチック、建設廃材、鉍さい、金属くず等13品目を予定し、平成11年秋の共用開始を旨とし工事を進めております。

③施設の処理能力(総埋立量)

管理型最終処分場として、第1期分として50万 m^3 、その後続く第2期分と併せて、完成時には埋立容量200万 m^3 の規模となります。

(2) 将来に向けての抱負(事業計画等)

弊社においては、第1期工事に続き、第2期工事が控えております。急速な技術の進歩はゴミ処理を、資源の再生工場へと押し上げていくものと考えております。

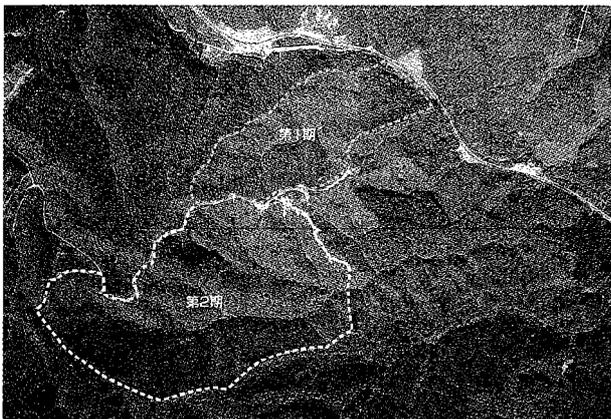
5年先、10年先の最終処分場は原料工場となり、価値ある原料、素材の生産工場として、循環型社会の中で高い評価を受けると同時に産業

社会の中で重要な一員としての地歩を構えることになるものと存じます。

(3) 5周年を迎える当財団へのコメント

設立5周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。産業廃棄物の処理は、年々、高度の技術が必要とされ、その立地については幾多の社会的制約を科されながらも、絶対に必要な施設として、益々、その重要性を高めています。

その中であって、真の縁の下の力持ちとして、黒子の役に徹しながら、多くの企業を支援し、惜しみない育成を行う貴財団に対しては深甚な感謝の意を表しますと共に、今後の益々のご発展をお祈り申し上げます。



自然条件を配慮した管理型処分場予定地

特定施設民間第1号 の認定を受ける

(株) エコ計画

(1) 債務保証対象プロジェクトの概要

① 設置場所

埼玉県比企郡嵐山町花見台12番地
嵐山花見台工業団地内



井上功社長

株式会社 エコ計画 嵐山エコスペース

② 施設の特徴

廃棄物処理法による産業廃棄物処理15条施設として、破碎施設・焼却施設・脱水施設・乾燥施設・コンクリート固型化施設の5許可、及び一般廃棄物処理8条施設としてゴミ処理施設の許可を取得、さらに産業廃棄物処理特定施設整備法により研究開発施設を設置し、厚生大臣より特定施設の認定を受けている。これは民間企業として特定施設の認定を受けた第1号である。尚取扱い品目としては産業廃棄物17品目・特別管理産業廃棄物2種類、及び一般廃棄物。

③ 施設の処理能力

各施設合計処理能力として、日量約500t

(2) 将来に向けての抱負

最新のISO14000環境マネジメントシステムの発効、廃棄物処理法の改正等の持続的発展可能な社会・循環を基調とする経済社会システム構築という社会状況の中であって、その要請に応えるべく、単なる法規制への適合を考えるのみでなく、それ以上の厳しい自主基準を課して、さらなる安全性を追求すると同時に廃棄物の再資源化を第一義として研究開発に傾注していく。

(3) 5周年を迎えるに当たり、財団へのコメント 産業廃棄物処理特定施設整備法の立法趣旨及



エコ計画の嵐山エコスペース

び財団の目的から見ても、貴財団への期待は大きく、弊社としては、今後共、常に指導を仰ぎながら自らも産業廃棄物処理への信頼の向上に努める。

水と風と人との調和

ひめゆり総業（株）

(1) 債務保証対象プロジェクト概要

ひめゆり総業(株) 平太郎

処分場

①設置場所

福島県いわき市内郷宮

町平太郎地区

②業務内容

産業廃棄物の最終処分（管理型）

（扱い品目）燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉋さい、建設廃材、ばいじん、処理するために処理したもの（特別管理産業廃棄物を除く）

③施設の特徴

浸出水の集水には、信頼性の高い高密度ポリエチレンシートを採用し、熱溶着による接合部もスパーク検査等により完全にチェックが行われた。水処理施設では、酸素活性汚泥法による生物処理やオゾン酸化によるCODの除去等酸素を積極的に有効利用して水質の浄化にあっている。

④総埋立容量

平太郎処分場 第1期～3期 1,562,855 m³

今回完成の第1期埋立容積は 231,105 m³

水処理施設等の設備は第2期計画までを見込



太田一社長

んだものとして設置

(2) 将来の事業計画・抱負

平成15年頃までに第2期埋立地（約47万m²）が完成の予定。

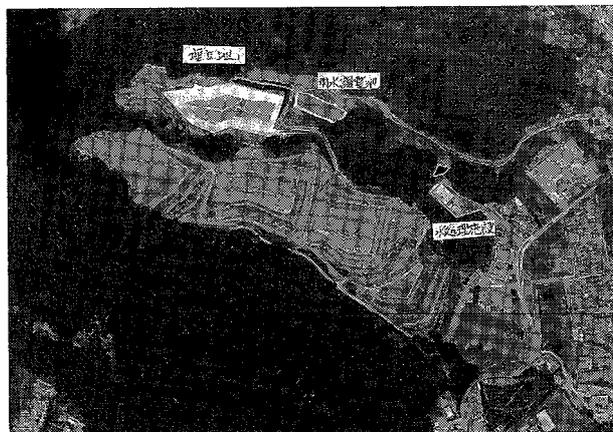
第3期埋立地の造成は平成20年頃になる予定であるが、その時点で水処理施設の増設、その他の施設の再配置がなされる。

現在は、施設周辺環境の整備、施設管理の徹底、ISO14000Sの認証取得への準備等、環境事業を営む会社としてのあるべき姿を目指して事業推進中である。

(3) 財団へのコメント

財団設立5周年おめでとうございます。心からお喜び申し上げます。これまで貴財団は産業廃棄物処理事業の振興に関わる諸事業を展開されてこられました。特に特定施設の整備に対しての債務保証業務はあらゆる金融機関で成し得なかった産廃事業の評価に踏み込んで推進され、処理業を営むものに大きな希望を与えていただきました。

産廃処理業界はまだ未熟で、社会的に認知される迄には遠い道のりを歩まねばなりません。今後も業界の育成・発展のためにはますます貴財団に負うことが大きくなることと思われまます。さらなるご発展をお祈りして、お祝いと



ひめゆり総業の平太郎処分場
させていただきます。

ター役として我々業界を引っ張り、ご支援、ご助言賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

冷凍破碎技術と 粉末・粒状ゴム用途開発

日本廃タイヤリサイクル 協同組合

(1) 協同組合の概要

協同組合名

日本廃タイヤリサイクル
協同組合

所在地

東京都港区虎ノ門
1-16-6

業務内容

1. 組合員が廃タイヤの再生の処理を行い生じたゴム原材料等の共同販売
2. 組合員のためにする機械、備品、消耗品等の共同購買
3. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報提供

(2) 助成事業の内容

①事業の名称

廃タイヤ冷凍破碎処理技術確立および冷凍破碎により得られる粉末・粒状ゴムの用途開発

②助成期間 平成7年度

③事業内容

冷凍破碎法（マイナス195.8℃の液体窒素で冷凍して破碎する方法）で得られる廃タイヤのゴム微粉末パウダー（0.1mm以下）のゴム解重合工程を必要としない再生方法の仮説実証と、それを原材料とするゴム製品



椎名仁郎理事長

の実用化試験

(3) 助成事業の効果

新ゴムを原材料としたゴム製品と比べその用途はある程度限定されるものの今回の実用化試験によりゴム製品への応用が確認され、年々減少傾向をたどる従来の再生ゴム製造方法に替わり得るマテリアルリサイクル方法として期待される。

(4) 廃タイヤのリサイクル状況

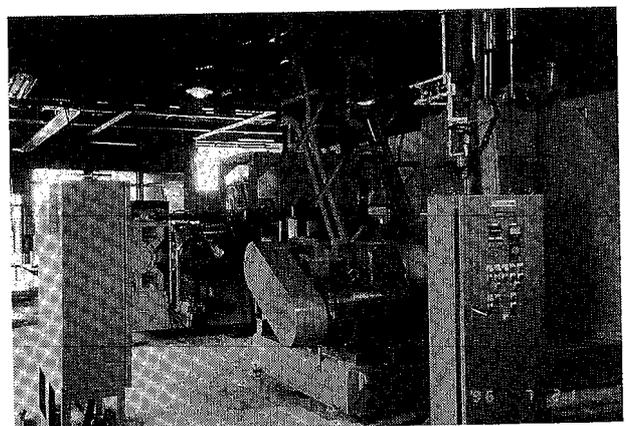
日本の社会経済の発展とともに廃タイヤの発生量も増加を続け、その一部は心ない者の不法投棄により大きな社会問題となっている。平成8年における廃タイヤの発生量は987,000tで10年前に比べ約1.5倍となった。

発生量の91%は回収されリサイクルされるが、内容的には代替燃料等の熱利用が51%を占め、マテリアルリサイクル部分は12%にすぎない現状にある。

(5) 助成事業に係る将来に向けての展望

助成事業としてゴム解重合工程を必要としない再生方法に取組み、これが実証されたことはサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換を図り資源循環型社会を目指す我々にとって大きな弾みになるものと確信し、助成事業として採用していただいたことに感謝しております。

この運動をゴム業界において定着させ確実なものにするためには今後、再生原料の製品への



微粉末ゴム再生装置

採用を促進させるためゴムメーカーサイドの理解、それを使用する消費者の理解を深め産業廃棄物の減量化と環境保全に努めたいと考えております。

このようなチャンスを提供する（財）産業廃棄物処理事業振興財団の助成事業は社会にとって増々重要な業務になると思います。

財団創立5周年おめでとうございます。益々のご発展を心からお祈り申し上げます。

廃コンプレッサーの資源化

(株) 静岡資源

(1) 会社の概要

会社名

株式会社静岡資源

所在地

静岡市富厚里1837番地
の1

業務内容

産業廃棄物の収集・運搬

産業廃棄物の中間処理（破碎・溶融）

特別管理廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬



森明彦社長

(2) 助成事業の内容

①事業の名称 廃コンプレッサー資源化装置のシステム化

②助成期間 平成8年度

③事業内容

冷蔵庫等のコンプレッサーを自動解体し、鉄くず、銅くず、オイルを回収する

(3) 助成事業の効果

本件に係る自動解体装置の開発を手がけてきたが、資金不足等の関係で完成に至らなかった。

今回助成をいただき、本機を完成させ廃家電資源化の省力化につなげることが出来る。

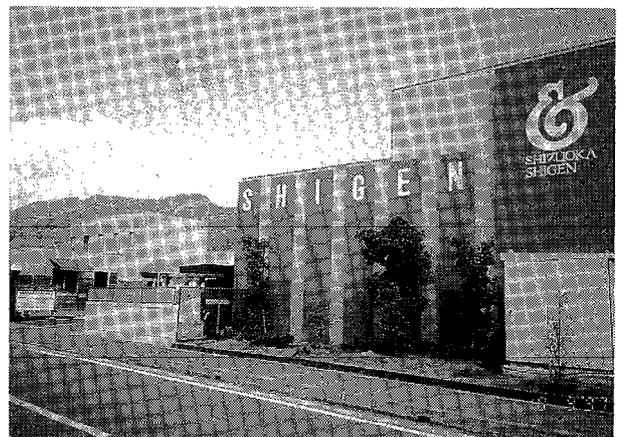
(4) 助成事業の内容に関連した現在の社会状況

現在廃家電品のリサイクル技術については決定打がなく、その技術開発が課題となっている。特に冷蔵庫の中心部であるコンプレッサーは貴重な資源（鉄・銅・オイル）を含んでいるが、日本では従来人手による解体に頼っていた。しかし、コスト高、オイルのたれ流しによる環境汚染等により国内での解体は皆無となり、海外に輸出されている。これはともするとごみの越境にもつながり、環境保全の配慮からみても好ましくない。

廃棄物の資源化はあくまでも国内で行なわれるべきである。

(5) 助成事業に関連した将来に向けての抱負

コンプレッサーの低コスト自動解体機の出現により、省力化が可能となり、コンプレッサーの資源化に採算性の道が拓けるため、海外に依存せず国内においてその資源化が積極的に行なわれることが期待される。また、オイルのたれ流しによる環境汚染もなくなる。資源循環型社会を目指すためには、こうした技術の開発とその集積が必要であり、未来社会に貢献出来るものとする。



静岡資源のテクノロジーが結集した本社工場

(6) 5周年を迎える財団へのコメント

財団設立5周年おめでとうございます。私共産業廃棄物の処理業者にとっても、新しい時代に向けての技術革新が急務となっておりますが、未だ中小零細企業の域を脱し切れず、人材、情報、資金力等で大きなハンディを背負っております。そんな中で今回当社が手がけております技術開発にご支援の栄誉を賜り、誠にありがたく、一層の努力精進をいたす覚悟でございます。今後も産業廃棄物の減量化、リサイクル化等循環型社会構築の先導役として業界をご支援いただきますようお願い申し上げます。

資 料 編

1. 基本財産・基金残高
2. 債務保証（件数・保証額・施設内容等）
3. 債務保証プロジェクトの状況
4. 役員等の動き
5. 評議員の動き
6. 企画・運営委員の動き

1. 基本財産・基金残高

平成9年3月31日現在
(単位：円)

	年度	国	地方公共団体	民間	合計
基本財産	4	0	0	103,004,000	103,004,000
	計	0	0	103,004,000	103,004,000
特定債務保証基金	4	100,000,000	213,132,000	267,256,430	580,388,430
	5	200,000,000	291,094,400	168,564,942	659,659,342
	6	200,000,000	232,500,000	5,000,000	437,500,000
	7	200,000,000	260,100,000	312,995,780	773,095,780
	8	200,000,000	0	0	200,000,000
	計	900,000,000	996,826,400	753,817,152	2,650,643,552
一般債務保証基金	4	0	140,000,000	172,500,000	312,500,000
	5	0	227,200,000	127,800,000	355,000,000
	6	0	231,000,000	4,500,000	235,500,000
	7	0	190,900,000	224,100,000	415,000,000
	8	0	469,500,000	70,867,050	540,367,050
	計	0	1,258,600,000	599,767,050	1,858,367,050
起業化助成基金	4	0	40,000,000	0	40,000,000
	5	0	64,786,800	85,213,200	150,000,000
	6	0	83,000,000	2,000,000	85,000,000
	7	0	60,000,000	135,000,000	195,000,000
	8	0	60,000,000	30,000,000	90,000,000
	計	0	307,786,800	252,213,200	560,000,000
事業振興基金	4	0	27,000,000	0	27,000,000
	5	0	64,786,800	98,213,200	163,000,000
	6	0	83,000,000	2,000,000	85,000,000
	7	0	60,000,000	135,000,000	195,000,000
	8	0	60,000,000	30,000,000	90,000,000
	計	0	294,786,800	265,213,200	560,000,000
合計 (基本財産含む)	4	100,000,000	420,132,000	542,760,430	1,062,892,430
	5	200,000,000	647,868,000	479,791,342	1,327,659,342
	6	200,000,000	629,500,000	13,500,000	843,000,000
	7	200,000,000	571,000,000	807,095,780	1,578,095,780
	8	200,000,000	589,500,000	130,867,050	920,367,050
	計	900,000,000	2,858,000,000	1,974,014,602	5,732,014,602

2. 債務保証

1. 年度別債務保証件数・保証額等

平成9年3月31日現在
(単位：百万円)

年度	件数	保証額	平成8年度末 残高	総事業費
平成6年	5	3,380	3,209	11,812
7年	7	4,795	4,755	12,348
8年	6	4,676	4,676	11,327
合計	18	12,851	12,640	35,487

2. 施設内容別

区分	件数	保証額	平成8年度末 残高	総事業費
中間処理施設	中間処理	6 (32%)	4,111 3,998	9,256
	リサイクル	8 (45%)	5,810 5,772	13,568
最終処分場	4 (23%)	2,930 2,870	12,663	
計	18	12,851	12,640	35,487

3. 債務保証プロジェクトの状況

平成9年9月現在
(単位：百万円)

事業主体		保証実施日	保証実施額		種類	事業内容
1	富士クリーン(香川県)	H7/3	800	民間	中間処理施設	新型の焼却施設を導入
		H7/12	200			
2	ヤマゼン(三重県)	H6/12	800	民間	管理型処分場	処分場の増設
3	山梨県環境整備事業団 (山梨県)	H7/4	56	第3セクター	管理型処分場	処分場の整備計画
		H7/4	27			
		H8/7	16			
		H8/9	31			
		H9/8	29			
4	サンライト(茨城県)	H7/3	800	民間	リサイクル	ガラス瓶のリサイクル事業
5	日本ケミテック(埼玉県)	H7/3	650	民間	中間処理施設	廃液、廃アルカリ処理
6	JMCA(山口県)	H7/8	750	民間	リサイクル	焼却、堆肥化等
7	小海コンボース(長野県)	H7/12	480	第3セクター	リサイクル	動物性残渣
8	光アスコン(京都府)	H8/1	300	民間	中間処理施設	焼却処理施設整備
		H8/2	200	民間		
9	大阪ベントナイト事業協同組合(大阪府)	H8/2	360	民間	リサイクル	建設系汚泥のリサイクル プラント整備事業
		H8/3	100	民間		
10	ファインシステム(埼玉県)	H8/7	650	民間	リサイクル	建設廃材処理のモデル事業
11	アシスト(山形県)	H8/3	1,000	民間	管理型処分場	処分場の整備
12	ダイレックス(栃木県)	H8/5	450	民間	リサイクル	中間処理施設
13	多治見工業(岐阜県)	H8/3	720	民間	リサイクル	ガラスのリサイクル事業
14	札幌リサイクル公社 (北海道)	H8/3	50	第3セクター	中間処理施設	処理施設整備事業
		H8/5	6			
		H8/5	4			
		H9/3	825			
15	ジャパンリサイクル(神奈川県)	H8/12	1,500	民間	リサイクル	廃タイヤ再資源化の処理施設
16	エムディティ(広島県)	H8/12	330	民間	中間処理施設	医療系廃棄物の焼却施設
17	クリーンテック(福島県)	H9/3	1,000	民間	管理型処分場	処分場の整備
18	エコ計画(埼玉県)	H9/3	746	民間	中間処理施設	中間処理施設の整備
19	ひめゆり総業(福島県)	H9/8	1,000	民間	管理型処分場	処分場の整備
合計			13,880		処5・中6・リ8	

4. 役員等の動き

平成9年11月1日現在

顧問	平岩外四 5.2/2～ 経団連会長	豊田章一郎 経団連会長 7.4/1～					
顧問	津島雄二 5.2/2～ 衆議院議員						
会長	関本忠弘 4.12/3～ 経団連副会長/日本電気会長	辻義文 9.8/5～ 経団連副会長/ 日産自動車会長					
理事長	太田文雄 4.12/3～ 元東芝副社長						
副理事長	中野徹雄 4.12/3～ 協和発酵工業相談役						
常務理事	小林康彦 4.12/3～ 常勤	片山徹 6.8/1～ 常勤					
	牧野昭一 4.12/3～ 常勤	竹内孝夫 9.10.1～ 常勤					
	内田公三 4.12/3～ 経団連常務理事	石塚守正 5.2/2～	太田元 7.6/13～ 経団連産業政策部長	黒川喜市 8.4/1～ 経団連自然保護基金事務局長			
	西澤 裕 4.12/3～ 地域総合整備財団常務理事	緒方信一 7.6/13～ 同左					
	横田英司 4.12/3～ 消防団員等公務災害補償等 共済基金常務理事	山本武 8.10.1～ 常勤					
全国知事会 事務総長	砂子田隆 4.12/3～	紀内隆宏 9.3.24～					
日本電機工業会 会長	猪熊時久 4.12/3～ 明電舎会長	菊池功 安川電機社長 6.6/14～	中里良彦 富士電機社長 8.6/25～				
全国産業廃棄物連 合会 会長	太田忠雄 4.12/3～	鈴木勇吉 7.3/23～					
日本製紙連合会 会長	河毛二郎 4.12/3～ 王子製紙会長	宮下武四郎 日本製紙社長 6.6/14～	大國昌彦 王子製紙社長 8.6/25～				
日本自動車工業会 会長	久米 豊 4.12/3～ 日産自動車会長	豊田達郎 トヨタ自動車社長 6.6/14～	岩崎正視 トヨタ自動車副会長 7.6/13～	辻義文 日産自動車会長 8.6/25～			
日本製鉄連盟 会長	斉藤 裕 4.12/3～ 新日本製鐵会長	今井敬 8.4/1～ 経団連副会長 新日本製鐵社長					
理事	関本忠弘 4.12/3～9.8 経団連副会長/日本電気会長						
	石油連盟会長	建内保興 4.12/3～ 日本石油会長	出光裕治 7.6/13～ 出光興産社長				
	電気事業連合会 会長	那須 翔 4.12/3～ 東京電力社長	安部浩平 6.4/1～ 中部電力社長	荒木浩 8.4/1～ 東京電力社長			
	指定都市市長代表	西尾正也 4.12/3～ 大阪市長	笹山幸俊 6.4/1～ 神戸市長	平岡敬 8.4/1～ 広島市長			
	全国都道府県議会議 長会 事務総長	藤田康夫 4.12/3～	米山市郎 8.4/1～				
	日本化学工業協会 会長	森 英雄 4.12/3～ 住友化学工業社長	澤村治夫 6.8/1～ 三井東圧化学会長	村田一 8.6/25～ 昭和電工社長			
	日本産業廃棄物処 理振興センター理事長	山中 和 4.12/3～					
	日本開発銀行理事	山本喜朗 4.12/3～	塩田星司 6.4/1～	村上公男 7.3/23～	今井穰 8.6/25～		
	全国銀行協会連合 会 会長	若井恒雄 4.12/3～ 三菱銀行頭取	奥田正司 第一勧業銀行頭取 5.6/7～	森川敏雄 住友銀行頭取 6.6/14～	橋本徹 富士銀行頭取 7.6/13～	橋本俊作 さくら銀行頭取 8.6/25～	佐伯尚孝 三和銀行頭取 9.6.16～
	財団 事務局長	大石源誌 6.4/1～	五味堅治 8.4/1～				
監事	北岡 隆 4.12/3～ 三菱電機社長	内田公三 6.4/1～ 経団連常務理事	大賀典雄 7.6/13～ 日本電子機械工業会会長	佐藤文夫 同左 9.6.16～			
	寺田章次 4.12/3～ 日本橋梁建設協会専務理事	竹本雅俊 9.6.16～ (財)道路開発振興 センター 常務理事					

5. 評議員の動き

平成9年11月1日現在

植野 正明 H5. 2/2~ 東京都清掃局長	小豆畑孝 H6. 4/1~ 同 左	喜多沢秀行 H7. 6/20~ 同 左	福永正通 H8. 10. 1~ 同 左		
岩本 正雄 H5. 2/2~ 奈良県保健環境部長	若竹 清 H7. 6/20~ 奈良県生活環境部長	西浦安博 H9. 6. 18~ 同 左			
植田 守昭 H5. 2/2~ 日本鉄鋼連盟副会長・専務理事	弘津匡啓 H8. 6/26~ 日本鉄鋼連盟専務理事				
坂本 克巳 H5. 2/2~ 神戸市環境局長	牛島暎文 H6. 4/1~ 福岡市環境局長	持田徳雄 H7. 6/20~ 同 左	平田匡宏 H8. 4. 1~ 札幌市環境局長		
尾島 巖 H5. 2/2~ 日本電子機械工業会専務理事	塚本 弘 H9. 9. 1~ 同 左				
香川 勉 H5. 2/2~ 日本自動車工業会常務理事					
蔵原 千秋 H5. 2/2~ 東京銀行協会副会長・専務理事	菅野 明 H6. 6/14~ 同 左				
高木 勇 H5. 2/2~ 電気事業連合会専務理事・中部電力取締役	群柳 昇 H6. 4/1~ 同 左	殿塚猷一 H9. 8/5~ 同 左			
斎藤 成雄 H5. 2/2~ 日本貿易会専務理事	小島幹生 H6. 4/1~ 同 左				
山岡 俊英 H5. 2/2~ 広島市環境事業局長	近藤仁善 H6. 4/1~ 北九州市環境局長	山住晃一 H7. 6/20~ 同 左	名川良隆 H8. 4/1~ 仙台市環境局長	阿部 達 H8. 6/26~ 同 左	
合田 宏四郎 H5. 2/2~ 日本ガス協会専務理事					
佐藤 毅三 H5. 2/2~ 不動産協会専務理事	河原崎守彦 H8. 4/1~ 同 左				
佐藤 良正 H5. 2/2~ 環境事業団理事	佐藤 隆三 H8. 4/1~ 同 左				
高橋 節治 H5. 2/2~ 通信機械工業会専務理事	林 豊 H9. 8/5~ 同 左				
高山 清彦 H5. 2/2~ 全国産業廃棄物連合会副会長					
田治見 昭 H5. 2/2~ 日本環境衛生工業会理事・ 日本鋼管常務取締役	樋口 成彬 H8. 4. 1~ 同 左 日本鋼管取締役				
田中 勝 H5. 2/2~ 国立公衆衛生院廃棄物工学部長					
加藤 允志 H5. 2/2~ 日本産業廃棄物処理振興センター 評議員・大成建設常務取締役	筒井和夫 H6. 4/1~ 日本産業廃棄物処理振興センター 評議員・大成建設顧問	尾崎朋泰 H9. 6. 18~ 大成建設 常務取締役 環境本部長			
高屋 光吾 H5. 2/2~ 日本電機工業会専務理事	永井信夫 H6. 6/14~ 同 左				
名本 公洲 H5. 2/2~ 全国地方銀行協会副会長・専務理事	松野允彦 H7. 3/23~ 同 左				
新谷 鐵郎 H5. 2/2~ 日本製菓工業協会理事長	木戸 脩 H8. 4/1~ 同 左				
能登 勇 H5. 2/2~ 石油連盟専務理事					
花嶋 正孝 H5. 2/2~ 福岡大学工学部教授					
檜山 博昭 H5. 2/2~ 日本鉱業協会副会長・専務理事	島田隆志 H6. 7/25~ 日本鉱業協会副会長				
平岡 正勝 H5. 2/2~ 地球環境システム工学研究所所長・ 京都大学名誉教授					
◎平山 直道 H5. 2/2~ 千葉工業大学工学部教授					
藤原 正弘 H5. 2/2~ 厚生省水道環境部長	坂本弘道 H8. 4/1~ 同 左 H8. 12. 2				
星野 省也 H5. 2/2~ 日本製紙連合会理事長	坂井清志 H8. 6/26~ 同 左				
伊藤 晴朗 H5. 2/2~ 日本建設業団体連合会 会長兼専務理事	松原青美 H6. 6/14~ 同 左	柳 晃 H9. 10. 10~ 同 左			
森下 忠幸 H5. 2/2~ 水資源開発公団理事					
森山 昌英 H5. 2/2~ 日本化学繊維協会専務理事	釘本尚具 H9. 8/5~ 同 左				
山中 正美 H5. 2/2~ 日本化学工業協会専務理事					
○山村 勝美 H5. 2/2~ 廃棄物研究財団理事長					

※ ◎は議長 ○は議長代行

6. 企画・運営委員の動き

平成9年11月1日現在

委員長	北山 宏 経団連環境安全委員会廃棄物部 会長/ 松下電器常務取締役 H5. 3/12～	西室 泰三 経団連環境安全委員会廃棄物 部会長/東芝社長 H6. 7/25～	庄子 幹雄 経団連環境安全委員会廃棄物 部会長/ 鹿島建設(株)専務取締役 H9. 9. 1～			
	亀井 侃市 三菱銀行公務部長 H5. 3/12	吉野 勲 第一勧業銀行法人企画部産業 調査室長 H5. 6/7～	富田 真光 第一勧業銀行法人企画部産業 調査室長 H6. 4/1～	尼木 始 住友銀行事業調査部長 H6. 6/14～	小松 英士郎 富士銀行業務渉 外部次長 H7. 6/20～	元田 暢人 さくら銀行調査部 産業調査室長 H8. 6/26～
	森島 彰 環境事業団業務部事業企画課長 H5. 3/12～	北川 忠明 環境事業団業務部環境保全 課長 H5. 6/7～	石岡 禹雄 環境事業団業務部環境保全課 長 H6. 6/14～			松井 孝 三和銀行事業調 査部次長 H9. 6/18～
	中島 龍一 日本鉄鋼連盟立地環境委員会廃 棄物専門 委員会委員長/NKK環境管理部長 H5. 3/12～	大関彰一郎 日本鉄鋼連盟立地環境委員会 廃棄物専門委員会委員長/ NKK環境技術部長 H6. 4/1～	黒瀬 雅章 日本鉄鋼連盟立地環境委員会 廃棄物専門委員会委員長 NKK環境・エネルギー部長 H8. 6/26～			
	市川 博也 経団連産業政策部長 H5. 3/12～	太田 元 経団連産業本部長 H5. 6/7～				
	海部 孝治 電気事業連合会立地環境部長 H5. 3/12～	河合 秀喜 電気事業連合会立地環境部長 H6. 7/25～	井関 豊 電気事業連合会立地環境部長 H8. 10. 1～			
	河村 清史 国立公衆衛生院廃棄物処理工学 室長 H5. 3/12～					
	飯島 孝 厚生省産業廃棄物対策室長 H5. 3/12～	木下 正明 厚生省産業廃棄物対策室長 H7. 3/23～	仁井 正夫 厚生省産業廃棄物対策室長 H8. 10/1～H8. 12/2			
	酒見 義人 日本化学工業協会立地環境委員 会廃棄物部会長 H5. 3/12～	田中 康夫 日本化学工業協会立地環境委 員会環境部会長 大日本インキ化学工業環境保 安品質管理本部長 H8. 4/1～				
	波多 洋介 日本電機工業会環境保全委員会 委員長/ 三菱電機環境保護推進部環境企 画グループリーダー H5. 3/12～	柴宮 智信 日本電機工業会環境保全委員 会委員長/ 東芝生産技術推進部環境管理 センター長 H6. 4/1～	下井 泰典 日本電機工業会環境保全委員 会委員長/東芝生産技術推進 部環境管理センター部長 H7. 3/23～	川口 尚文 日本電機工業会環境保全 委員会委員長/ 三菱電機環境保護推進部 参事 H8. 4/1～	渡邊 綱彦 三洋電機(株)環境 統括部 環境マネジメントグルー プマネージャー H9. 11. 1～	
	嶋田 健 日本自動車工業会企画・ 環境対策部次長 H5. 3/12～	今城 高之 日本自動車工業会 企画・環境 部長 H8. 4/1～				
	鈴木 勇吉 全国産業廃棄物連合会会長 H5. 3/12～					
	武田 信生 京都大学工学部教授 H5. 3/12～					
	豊田 忠輝 日本建設業団体連合会常務理事 H5. 3/12～	塚本 恵朗 日本建設業団体連合会常務理 事 H7. 6/20～				
	永田 勝也 早稲田大学理工学部教授 H5. 3/12～					

おわりに

5周年誌ができあがりました。

設立からの関係者の方々のさまざまな思いを聞かせていただきました。

たかだか5年とはいえ、我々の記憶から薄れかけているものもあります。

これらをしっかり受け止め、引き継ぐべきものは引き継ぐとともに、将来に向かって時代の要請に応える財団の進むべき方向を示唆いただいた事をも参考に、我々自身真剣に考え直すきっかけとしたいと思います。

今後とも、ご意見、ご支援をぜひよろしくお願い致します。

(財団常務理事 竹内孝夫)

「産廃振興財団ニュース」 No.10 1997.12 特集号 「財団5周年の歩み」

発行日 平成9年12月25日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

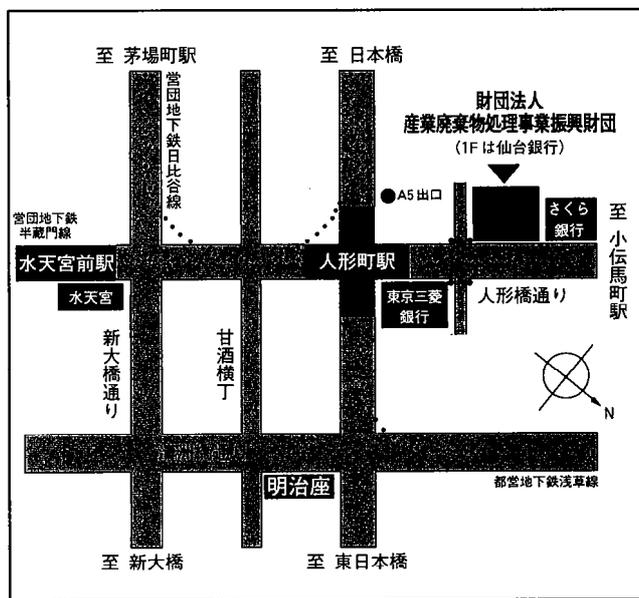
〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号(太陽堀留ビル5F)

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

印刷 (株)環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

財団法人 **産業廃棄物処理事業振興財団**



営団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分
 財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
 営団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号
 太陽堀留ビル5階
 電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038